

令和元年度

# 税務概要



千葉県印旛郡酒々井町

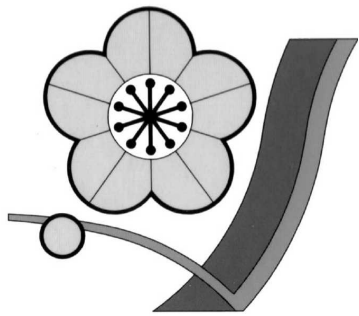
## 町民憲章

古い歴史と伝統をもつ新しい町酒々井町は、輝く太陽の下、清らかな水と豊かな緑に包まれたわたくしたちのふるさとです。

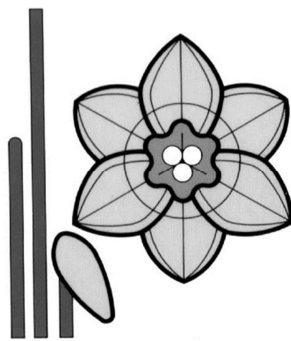
わたくしたちは、この素晴らしい自然を守りながら、文化の香り高い調和のとれた田園都市をつくりあげるために町民憲章を定めます。

- 一、わたくしたちは、歴史を大切にし、自然を愛して美しいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、若い力を育て、働くことを喜び豊かなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、きまりを守り、他人を尊び明るいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、老人を敬い、子供を慈しみ温かいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、笑顔で接し、心の通う住みよいまちをつくりましょう。

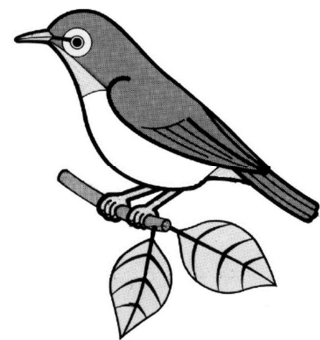
昭和49年11月3日制定



町の木「梅」  
(昭和45年制定)



町の花「水仙」  
(平成元年制定)



町の鳥「メジロ」  
(平成6年制定)

# 目次

## I 町の概要

1	沿革等	4
2	人口等の推移	4
3	行政組織図	5
4	一般会計歳入歳出決算及び町税負担額の推移	6
5	平成30年度一般会計歳入歳出決算	6
6	令和元年度一般会計歳入歳出予算	8

## II 町税等の概要

1	租税体系図	1 1
2	税務事務概要	1 2
3	平成30年度町税決算（一般会計）	1 3
4	町税決算額の推移（一般会計）	1 4
5	町税税率の推移	1 6

## III 税目別の概要

### 町民税

1	町民税のあらまし	2 5
	(1) 個人町民税	2 5
	(2) 法人町民税	3 1
2	個人町民税所得者区分別課税額の推移	3 3
3	個人町民税所得者区分別納税義務者数の推移	3 3
4	個人町民税所得者区分別総所得金額の推移	3 3
5	個人町民税納税義務者及び町民税額の推移	3 4
6	個人町民税の所得控除額の推移	3 5
7	令和元年度個人町民税の納税義務者等に関する調	3 6
8	個人町民税負担額の推移	3 6
9	令和元年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況	3 7
10	法人町民税現年課税分調定額の推移	3 8
11	平成30年度法人町民税現年課税分月別調定額	3 8
12	法人の設立状況（令和元年度）	3 8

### 固定資産税・都市計画税

1	固定資産税・都市計画税のあらまし	4 0
	(1) 固定資産税	4 0
	(2) 都市計画税	4 3
2	納税義務者数（現年課税分）の推移	4 3
3	土地の筆数及び家屋棟数（法定免税点以上）の推移	4 3
4	土地の概要に関する調	4 4
5	宅地に関する調（法定免税点以上）	4 6
6	家屋の概要に関する調	4 6
7	家屋の増減状況（現年課税分）の推移	4 7
8	都市計画税に関する調（法定免税点以上）	4 7
9	償却資産の価格等に関する調	4 8

10	国有資産等所在市町村交付金の状況	48
11	調定額（現年課税分・法定免税点以上）・収入済額の推移	49
12	固定資産基準地等価格一覧表	50
軽自動車税		
1	軽自動車税のあらまし	52
2	軽自動車税に関する調（定期分）	54
町たばこ税		
1	町たばこ税のあらまし	57
2	町たばこ税の推移	57
国民健康保険税		
1	国民健康保険税のあらまし	59
2	国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移	60
3	国民健康保険税決算額の推移	61
4	平成30年度国民健康保険税の決算状況	62
5	国民健康保険1人当たり医療費と保険税の推移	62

#### IV 徴収の概要

1	町税の口座振替状況調	64
2	町税の口座振替納付状況調	64
3	督促状発送状況の推移	64
4	不納欠損額の推移	65
5	滞納繰越収納状況の推移	66
6	令和元年度納期一覧表	67

#### V その他

1	税務証明書等の取扱件数	69
2	町税徴収経費の推移（一般会計）	69

# I 町の概要

## 1 沿革等

### (1) 沿革

中世室町時代に下総の国を統治した千葉氏が本佐倉城を築城し、以後約百年にわたり、政治、経済の中心として栄えました。その後、江戸時代には成田参詣の宿場町としてにぎわい、明治22年の町村制の施行で近隣16か町村が合併し、戸数720戸、人口3,644人の酒々井町が誕生しました。

以来 着実な歩みを続け、昭和50年代には、大規模な住宅開発に伴う急激な人口増加により、それまでの農業中心の町から都市機能を備えた住宅都市へと変貌し、人口2万人を超える町へと発展しました。

### (2) 位置

千葉県北部・北総台地のほぼ中央にあつて都心からおよそ50キロメートル・成田国際空港から西へおよそ10キロメートルに位置しています。北東は門前町と空港の成田市や富里市と接し、南西は城下町の佐倉市や八街市と接しています。また印旛沼が西に隣接しており、一年を通じて温暖な気候となっています。

方位	東経	方位	北緯
極東	140度18分	極南	35度42分
極西	140度14分	極北	35度45分

### (3) 交通

【鉄道】 JR成田線酒々井駅、JR総武本線南酒々井駅、京成電鉄京成酒々井駅・宗吾参道駅の3線4駅があり、都心や成田国際空港等と結ばれています。

【道路】 酒々井インターチェンジ・国道51号・国道296号や、主要地方道成東酒々井線・富里酒々井線・県道宗吾酒々井線があり、県東部、千葉市及び東京方面を結んでいます。

### (4) 土地利用

東西4.2キロメートル、南北6.2キロメートルで町の面積は19.01平方キロメートルです。首都圏近郊整備地帯に属し、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を基本に、早くから計画的な土地利用を進めています。

### (5) 町名の由来(酒の井伝説)

年老いた父親とその孝行息子の話。ある日、酒が何よりの楽しみの父親に酒を買って帰るお金がなく、途方にくれて歩いていると酒の香りのする井戸を見つけるといふ、所謂「養老伝説」が町名の由来であり、今も酒の井戸のあったと言われる場所には「酒の井」の碑が残されています。また、町内には有名な酒蔵もあり、酒造りにも適した豊かで良質な水が町の自慢でもあります。

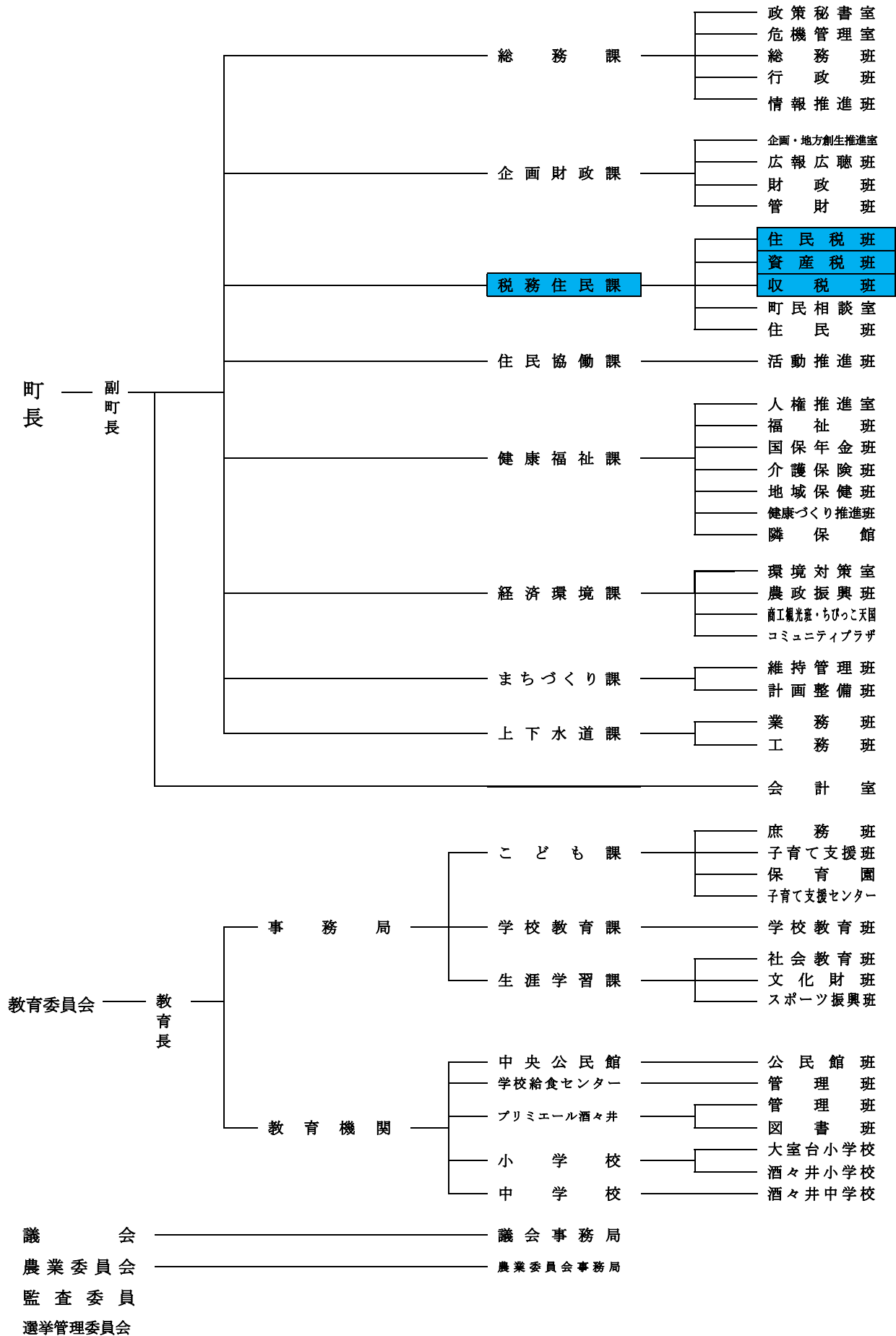
## 2 人口等の推移

(単位：人，%)

区分	年	27		28		29		30		31	
		人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比
人口	男	10,657	99.1	10,613	99.6	10,534	99.3	10,406	98.8	10,340	99.4
	女	10,691	99.9	10,643	99.6	10,586	99.5	10,548	99.6	10,490	99.5
	計	21,348	99.5	21,256	99.6	21,120	99.4	20,954	99.2	20,830	99.4
世帯数		9,493	100.5	9,585	101.0	9,630	100.5	9,727	101.0	9,821	101.0
一世帯当たり人口		2.25	99.0	2.22	98.6	2.19	98.9	2.15	98.2	2.12	98.5
10km <sup>2</sup> 当たり人口密度		11.23	99.5	11.18	99.6	11.11	99.4	11.02	99.2	10.96	99.4

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

### 3 行政組織図



4 一般会計歳入歳出決算及町税負担額の推移

(単位：円，%)

区分		年度		
		27	28	29
一般会計	歳入総額	6,862,634,637	6,696,979,351	6,867,758,621
	歳出総額	6,222,864,331	6,116,628,491	6,295,489,199
町税総額		2,861,537,878	2,955,731,364	2,999,259,202
歳入総額に占める町税総額の割合		41.70	44.14	43.67
町税負担額	一人当たり	134,042	139,054	142,010
	一世帯当たり	301,437	308,371	311,450
歳出額	一人当たり	291,496	287,760	298,082
	一世帯当たり	655,521	638,146	653,737

区分		年度	
		30	31
一般会計	歳入総額	6,938,266,970	6,558,328,000
	歳出総額	6,236,574,784	6,558,328,000
町税総額		3,032,271,543	2,951,374,000
歳入総額に占める町税総額の割合		43.70	45.00
町税負担額	一人当たり	144,711	141,689
	一世帯当たり	311,738	300,517
歳出額	一人当たり	297,632	314,850
	一世帯当たり	641,161	667,786

資料：歳入歳出決算書（最新年度は当初予算）

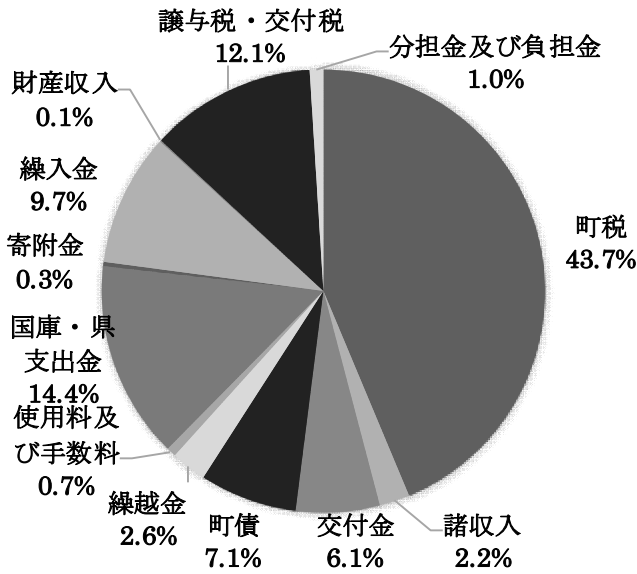
5 平成30年度一般会計歳入歳出決算

(単位：円，%)

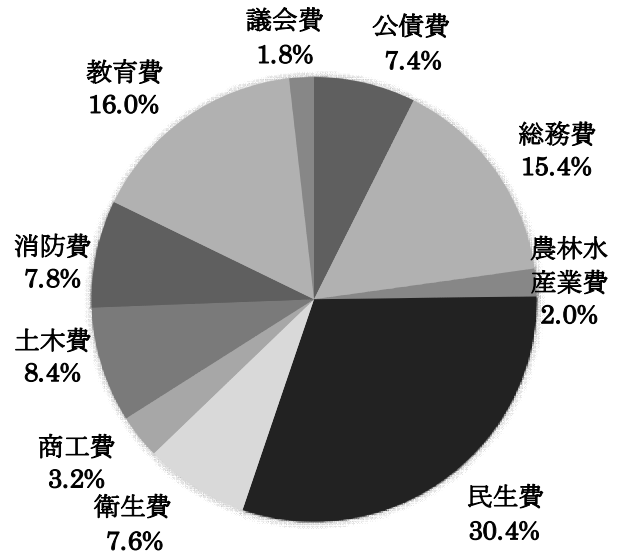
歳入			歳出					
款別	決算額	構成比	款別	決算額	構成比			
町税	3,032,271,543	43.7	議会費	113,814,821	1.8			
地方譲与税	61,520,000	0.9	総務費	959,293,205	15.4			
利子割交付金	3,740,000	0.0	民生費	1,900,253,008	30.4			
配当割交付金	12,227,000	0.2	衛生費	475,015,053	7.6			
株式等譲渡所得割交付金	11,164,000	0.2	農林水産業費	125,447,085	2.0			
地方消費税交付金	360,334,000	5.2	商工費	198,289,480	3.2			
自動車取得税交付金	22,194,000	0.3	土木費	521,944,485	8.4			
地方特例交付金	11,200,000	0.2	消防費	485,184,977	7.8			
地方交付税	780,515,000	11.2	教育費	995,711,885	16.0			
交通安全対策特別交付金	2,756,000	0.0	公債費	461,620,785	7.4			
分担金及び負担金	72,270,504	1.0	/					
使用料及び手数料	48,702,387	0.7						
国庫支出金	638,381,720	9.2						
県支出金	362,665,117	5.2						
財産収入	7,401,057	0.1						
寄附金	20,544,000	0.3						
繰入金	669,719,271	9.7						
繰越金	177,633,000	2.6						
諸収入	149,628,371	2.2						
町債	493,400,000	7.1						
歳入合計	6,938,266,970	100.0				歳出合計	6,236,574,784	100.0



歳入構成比



歳出構成比

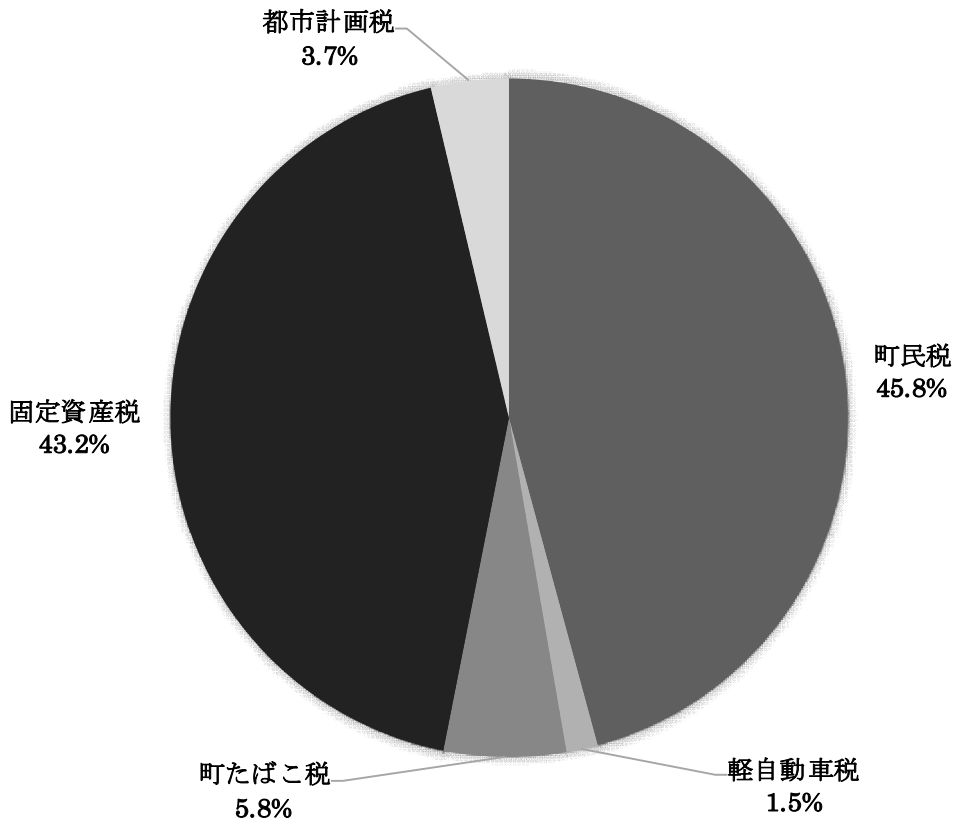


■町税の税目別歳入決算

(単位：千円，%)

税目	決算額	構成比	税目	決算額	構成比
町民税	1,388,789	45.8	町たばこ税	176,620	5.8
固定資産税	1,311,003	43.2	都市計画税	110,560	3.7
軽自動車税	45,299	1.5	合計	3,032,271	100.0

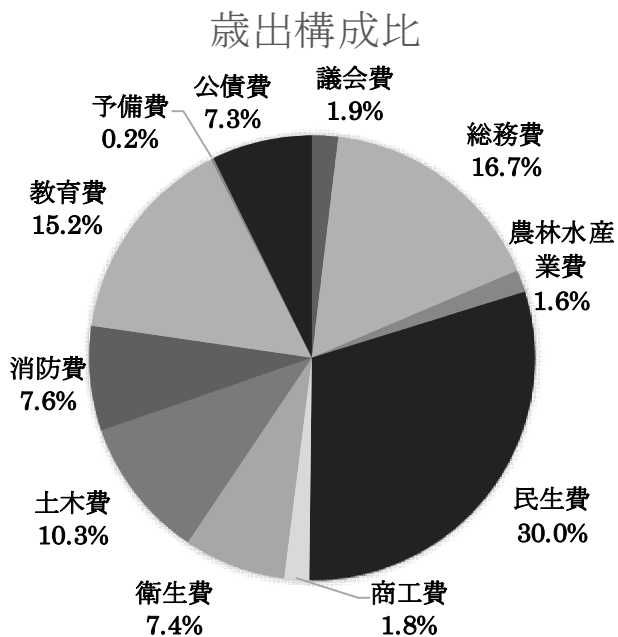
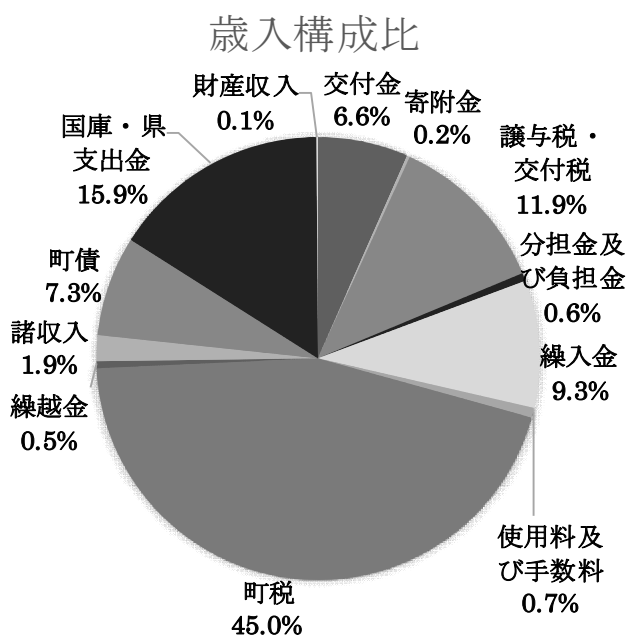
町税構成比



6 令和元年度一般会計歳入歳出予算

(単位：千円，%)

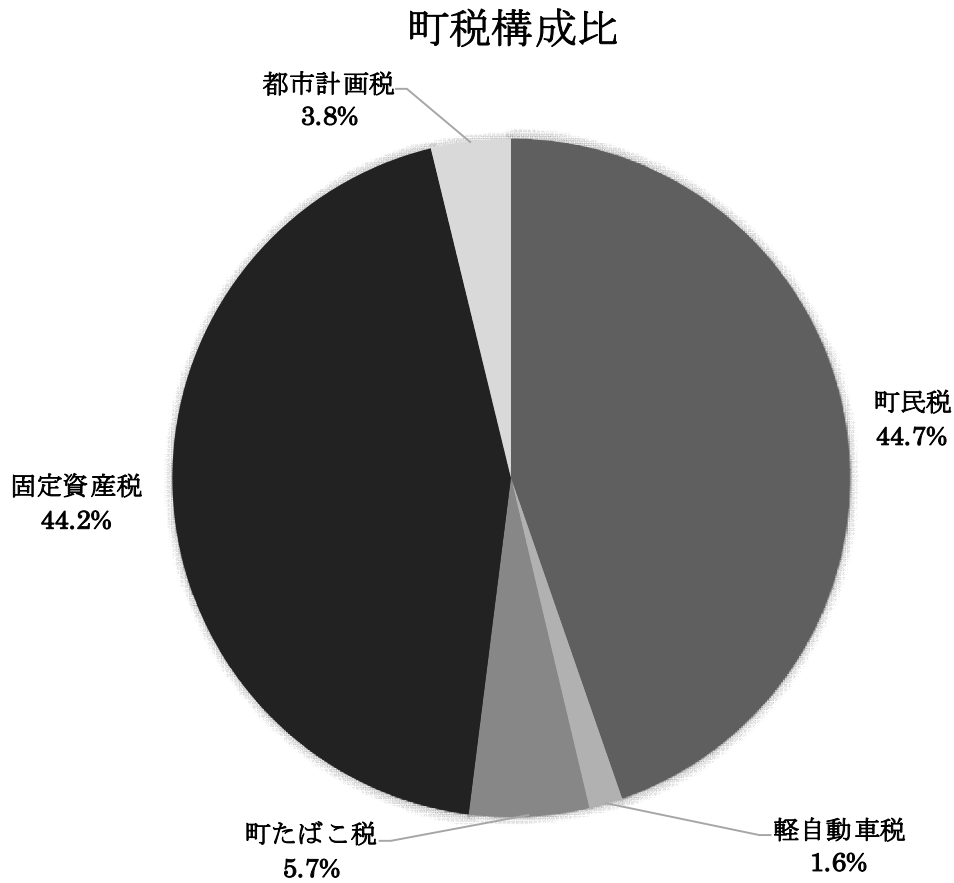
歳入			歳出		
款別	決算額	構成比	款別	決算額	構成比
町税	2,951,374	45.0	議会費	127,013	1.9
地方譲与税	57,007	0.9	総務費	1,096,908	16.7
利子割交付金	4,200	0.1	民生費	1,965,303	30.0
配当割交付金	15,200	0.2	衛生費	485,300	7.4
株式等譲渡所得割交付金	17,400	0.3	農林水産業費	101,667	1.6
地方消費税交付金	356,600	5.4	商工費	114,863	1.8
自動車取得税交付金	20,000	0.3	土木費	677,892	10.3
地方特例交付金	11,200	0.2	消防費	499,358	7.6
地方交付税	724,853	11.0	教育費	999,113	15.2
交通安全対策特別交付金	2,727	0.1	公債費	480,911	7.3
分担金及び負担金	41,672	0.6	予備費	10,000	0.2
使用料及び手数料	42,794	0.7			
国庫支出金	672,505	10.2			
県支出金	376,127	5.7			
財産収入	7,347	0.1			
寄附金	13,002	0.2			
繰入金	612,836	9.3			
繰越金	30,000	0.5			
諸収入	123,884	1.9			
町債	477,600	7.3			
歳入合計	6,558,328	100.0	歳出合計	6,558,328	100.0



■町税の税目別歳入予算

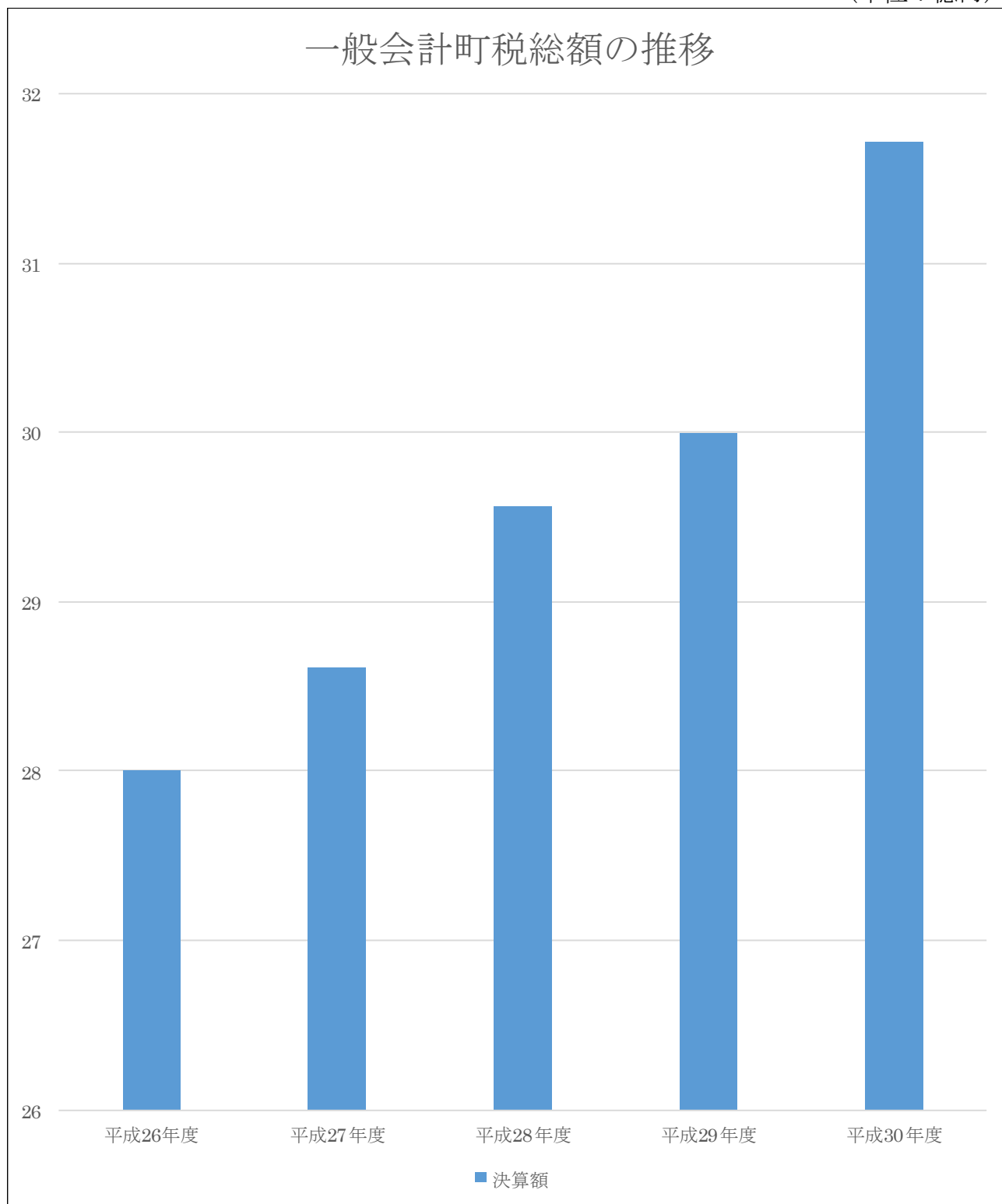
(単位：千円，%)

税目	決算額	構成比	税目	決算額	構成比
町民税	1,318,659	44.7	町たばこ税	168,651	5.7
固定資産税	1,305,372	44.2	都市計画税	112,657	3.8
軽自動車税	46,035	1.6	合計	2,951,374	100.0

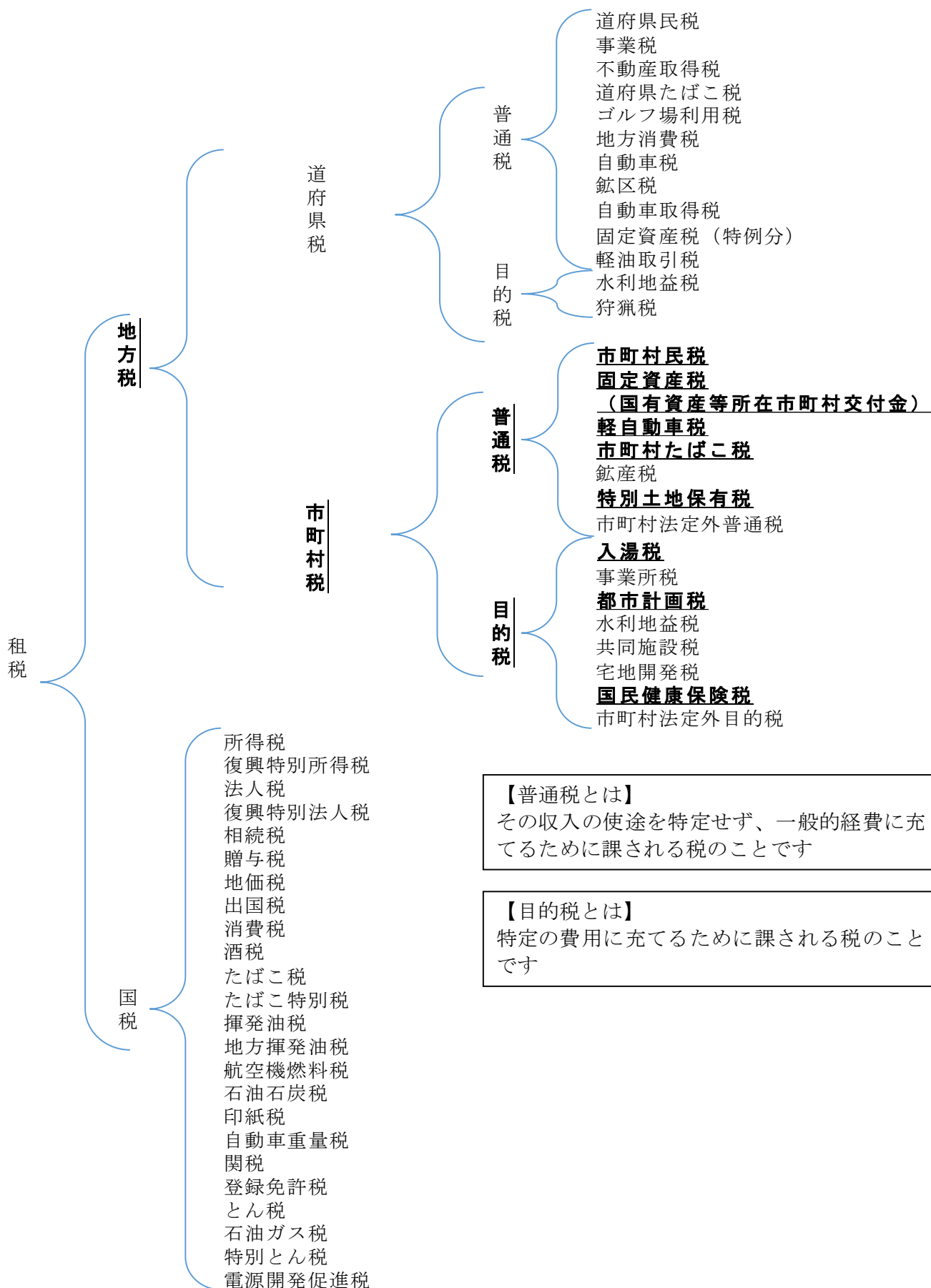


## Ⅱ 町税等の概要

(単位：億円)



# 1 租税体系図



**【普通税とは】**  
その収入の用途を特定せず、一般的経費に充てるために課される税のことです

**【目的税とは】**  
特定の費用に充てるために課される税のことです

## 2 税務事務概要

### (1) 固定資産評価審査委員会（定数3名）

職名	氏名	任期
委員長	齋藤 照一	平成29年12月22日～令和2年12月21日
職務代理者	鶴岡 嘉廣	平成29年12月22日～令和2年12月21日
委員	川島 貞夫	平成29年12月22日～令和2年12月21日

### (2) 税務住民課事務分掌

住民税班	町民税の申告及び賦課に関する事
	軽自動車税の賦課に関する事
	町たばこ税の賦課に関する事
	国民健康保険税の賦課に関する事
	法人町民税に関する事
	国税及び県税に関する事
資産税班	固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事
	固定資産の実地調査及び評価に関する事
	国有資産等所在市町村交付金に関する事
	公簿の閲覧及び固定資産の証明に関する事
収税班	町税の徴収に関する事
	納税督促・催告に関する事
	滞納処分に関する事
	納税口座振替に関する事
	収納委託及び受託に関する事
	納税思想の普及に関する事
	納税の証明に関する事
	千葉県滞納整理推進機構に関する事

### (3) 職員数等（4月1日現在）

年度	課長	班	職						計
			主幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	
27	1								
		住民税班	1	1		2			4
		資産税班	1	2				1	4
		収税班		1		2		1	4
		計	2	4	0	4	0	2	12
28	1		主幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	計
		住民税班	1	1		1		1	4
		資産税班	1	2				1	4
		収税班		1		1		2	4
		計	2	4	0	2	0	4	12
29	1		主幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	計
		住民税班	1			1	1	1	4
		資産税班	2	1				1	4
		収税班		2		1		1	4
		計	3	3	0	2	1	3	12
30	1		主幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	計
		住民税班		1		1	1	1	4
		資産税班	1	1		1		1	4
		収税班		2		1		1	4
		計	1	4	0	3	1	3	12
31	1		主幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	計
		住民税班		1			2	1	4
		資産税班	1	1			1	1	4
		収税班		2		2			4
		計	1	4	0	2	3	2	12

3 平成30年度町税決算（一般会計）

（単位：千円，％）

税目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	平成29年度 収納率	平成28年度 収納率
町民税	1,232,970,000	1,462,501,897	1,388,789,031	3,563,480	70,149,386	94.96	94.33	93.18
個人現年課税分	1,016,810,000	1,086,857,629	1,071,833,853	0	15,023,776	98.62	98.51	98.44
個人滞納繰越分	12,068,000	73,529,768	17,187,578	3,329,280	53,012,910	23.37	26.19	26.47
計	1,028,878,000	1,160,387,397	1,089,021,431	3,329,280	68,036,686	93.85	93.31	92.13
法人現年課税分	203,792,000	299,488,000	298,882,900	0	605,100	99.80	99.64	98.83
法人滞納繰越分	300,000	2,626,500	884,700	234,200	1,507,600	33.68	57.91	23.53
計	204,092,000	302,114,500	299,767,600	234,200	2,112,700	99.22	98.93	98.10
固定資産税	1,257,681,000	1,368,012,522	1,311,003,415	1,259,908	55,749,199	95.83	96.31	95.82
現年課税分	1,242,919,000	1,314,124,300	1,292,156,043	0	21,968,257	98.33	98.89	98.75
滞納繰越分	10,119,000	49,245,022	14,204,172	1,259,908	33,780,942	28.84	28.88	28.40
計	1,253,038,000	1,363,369,322	1,306,360,215	1,259,908	55,749,199	95.82	96.30	95.81
国有資産交付金	4,643,000	4,643,200	4,643,200	0	0	100.00	100.00	100.00
軽自動車税	42,016,000	48,883,480	45,299,200	210,700	3,373,580	92.67	92.04	91.22
現年課税分	41,420,000	45,650,900	44,285,700	0	1,365,200	97.01	97.11	96.79
滞納繰越分	596,000	3,232,580	1,013,500	210,700	2,008,380	31.35	26.30	23.35
町たばこ税	162,010,000	176,619,777	176,619,777	0	0	100.00	100.00	100.00
都市計画税	108,108,000	115,404,396	110,560,120	105,638	4,738,638	95.80	96.31	95.80
現年課税分	107,255,000	111,207,300	109,348,244	0	1,859,056	98.33	98.89	98.75
滞納繰越分	853,000	4,197,096	1,211,876	105,638	2,879,582	28.87	28.86	28.57
合計	2,802,785,000	3,171,422,072	3,032,271,543	5,139,726	134,010,803	95.61	95.56	94.81
現年課税分 合計	2,778,849,000	3,038,591,106	2,997,769,717	0	40,821,389	98.66	98.86	98.69
滞納繰越分 合計	23,936,000	132,830,966	34,501,826	5,139,726	93,189,414	25.97	28.16	27.08

4 町税決算額の推移（一般会計）

（単位：千円，％）

年度		26				27				28				
税目	区分	調定額	収入済額	収納率	前年比	調定額	収入済額	収納率	前年比	調定額	収入済額	収納率	前年比	
町 民 税	個人	現年	1,132,351	1,105,738	97.6	106.7	1,068,249	1,042,958	97.6	94.3	1,054,025	1,037,540	98.4	99.5
		滞繰	119,287	27,196	22.8	163.2	109,672	25,866	23.6	95.1	101,173	26,784	26.5	103.5
		計	1,251,638	1,132,934	90.5	107.6	1,177,921	1,068,824	90.7	94.3	1,155,198	1,064,324	92.1	99.6
	法人	現年	180,114	179,397	99.6	119.3	210,294	209,318	99.5	116.7	244,163	241,299	98.8	115.3
		滞繰	2,126	333	15.7	66.5	2,040	254	12.5	76.3	2,380	560	23.5	220.5
		計	182,240	179,730	98.6	119.1	212,334	209,572	98.7	116.6	246,543	241,859	98.1	115.4
計	1,433,878	1,312,664	91.5	109.0	1,390,255	1,278,396	92.0	97.4	1,401,741	1,306,183	93.2	102.2		
固 定 資 産 税	現年	1,176,049	1,159,429	98.6	109.3	1,254,398	1,234,822	98.4	106.5	1,313,591	1,297,111	98.7	105	
		滞繰	64,237	15,262	23.8	133.0	58,684	13,608	23.2	89.2	57,263	16,264	28.4	119.5
		計	1,240,286	1,174,691	94.7	109.6	1,313,082	1,248,430	95.1	106.3	1,370,854	1,313,375	95.8	105.2
	交付金	現年	4,787	4,787	100.0	100.0	4,787	4,787	100.0	100.0	4,643	4,643	100.0	97
		計	1,245,073	1,179,478	94.7	109.5	1,317,869	1,253,217	95.1	106.3	1,375,497	1,318,018	95.8	105.2
軽 自 動 車 税	現年	32,370	31,338	96.8	107.1	33,967	32,941	97.0	105.1	40,830	39,517	96.8	120	
	滞繰	4,452	921	20.7	120.4	4,020	716	17.8	77.7	3,349	782	23.4	109.2	
	計	36,822	32,259	87.6	107.4	37,987	33,657	88.6	104.3	44,179	40,299	91.2	119.7	
町たばこ税	現年	178,742	178,742	100.0	98.2	187,928	187,928	100.0	105.1	179,632	179,632	100.0	95.6	
都 市 計 画 税	現年	96,971	95,601	98.6	107.9	108,892	107,192	98.4	112.1	111,602	110,202	98.7	102.8	
	滞繰	5,534	1,308	23.6	132.3	4,983	1,148	23.0	87.8	4,891	1,397	28.6	121.7	
	計	102,505	96,909	94.5	108.2	113,875	108,340	95.1	111.8	116,493	111,599	95.8	103	
合 計	現年課税分	2,801,384	2,755,032	98.3	108.0	2,868,515	2,819,946	98.3	102.4	2,948,486	2,909,944	98.7	103.2	
	滞納繰越分	195,636	45,020	23.0	148.2	179,399	41,592	23.2	92.4	169,056	45,787	27.1	110.1	
	計	2,997,020	2,800,052	93.4	108.4	3,047,914	2,861,538	93.9	102.2	3,117,542	2,955,731	94.8	103.3	

つづく



つづき

(単位：千円，%)

年度		29				30				
税目	区分	調定額	収入済額	収納率	前年比	調定額	収入済額	収納率	前年比	
町 民 税	個人	現年	1,076,911	1,060,893	98.5	102.3	1,086,857	1,071,834	98.6	101.0
		滞繰	83,515	21,869	26.2	81.6	73,530	17,187	23.4	78.6
		計	1,160,426	1,082,762	93.3	101.7	1,160,387	1,089,021	93.8	100.6
	法人	現年	254,785	253,857	99.6	105.2	299,488	298,883	99.8	117.7
		滞繰	4,412	2,555	57.9	456.3	2,626	885	33.7	34.6
		計	259,197	256,412	98.9	106.0	302,114	299,768	99.2	116.9
	計		1,419,623	1,339,174	94.3	102.5	1,462,501	1,388,789	95.0	103.7
固定資産税	現年	現年	1,320,288	1,305,682	98.9	100.7	1,314,125	1,292,156	98.3	99.0
		滞繰	50,849	14,686	28.9	90.3	49,245	14,204	28.8	96.7
		計	1,371,137	1,320,368	96.3	100.5	1,363,370	1,306,360	95.8	98.9
	交付金	現年	4,643	4,643	100.0	100.0	4,643	4,643	100.0	100.0
		計	1,375,780	1,325,011	96.3	100.5	1,368,013	1,311,003	95.8	98.9
軽自動車税	現年	42,939	41,697	97.1	105.5	45,651	44,286	97.0	106.2	
	滞繰	3,307	870	26.3	111.3	3,233	1,013	31.3	116.4	
	計	46,246	42,567	92.0	105.6	48,884	45,299	92.7	106.4	
町たばこ税	現年	179,463	179,463	100.0	99.9	176,620	176,620	100.0	98.4	
都市計画税	現年	113,046	111,795	98.9	101.4	111,207	109,348	98.3	97.8	
	滞繰	4,326	1,249	28.9	89.4	4,197	1,212	28.9	97.0	
	計	117,372	113,044	96.3	101.3	115,404	110,560	95.8	97.8	
合計	現年課税分	2,992,075	2,958,030	98.9	101.7	3,038,591	2,997,770	98.7	101.3	
	滞納繰越分	146,409	41,229	28.2	90.0	132,831	34,501	26.0	83.7	
	計	3,138,484	2,999,259	95.6	101.5	3,171,422	3,032,271	95.6	101.1	

資料：決算統計書

5 町税税率の推移

区分		年度	17	18																									
町民税	個人	均等割	町民税3,000円 県民税1,000円 町民税1,500円 県民税500円 ※平成17年度のみ生計を同一とする妻の均等割額は半額課税	町民税3,000円 県民税1,000円 ※生計を同一とする妻の均等割額は全額課税 ※前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成18年度町民税1,000円 県民税300円 ・平成19年度町民税2,000円 県民税600円 ・平成20年度町民税3,000円 県民税1,000円																									
		所得割	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>課税標準額</th> <th>税率(%)</th> <th>速算控除(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">町民税</td> <td>200万円以下の金額</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>200万円を超え700万円以下の金額</td> <td>8</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>10</td> <td>240,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県民税</td> <td>700万円以下の金額</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>3</td> <td>70,000</td> </tr> </tbody> </table>		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	町民税	200万円以下の金額	3	0	200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000	700万円を超える金額	10	240,000	県民税	700万円以下の金額	2	0	700万円を超える金額	3	70,000	※前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成18年度1/3課税 ・平成19年度2/3課税 ・平成20年度全額課税				
		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)																									
町民税	200万円以下の金額	3	0																										
	200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000																										
	700万円を超える金額	10	240,000																										
県民税	700万円以下の金額	2	0																										
	700万円を超える金額	3	70,000																										
法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円	
資本金の金額	従業者数	税 額																											
1,000万円以下	50人以下	50,000円																											
	50人超	120,000円																											
1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円																											
	50人超	150,000円																											
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																											
	50人超	400,000円																											
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																											
	50人超	1,750,000円																											
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																											
	法人税割		12.3%																										
固定資産税		1.40%	免税点	<table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </table>	土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																			
土地	300,000円																												
家屋	200,000円																												
償却資産	1,500,000円																												
軽自動車	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円																											
町たばこ税	千本につき2,977円 (旧3級品千本につき1,412円)	千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)																											
特別土地保有税	課税停止																												
都市計画税	0.20%																												
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	7.80%	8.30%																									
		資産割	26.6%	25.0%																									
		均等割	19,500円	29,400円																									
	介護課税額	平等割	22,500円	31,200円																									
		限度額	530,000円	530,000円																									
		所得割	0.80%	1.40%																									
金課税額	均等割	9,000円	13,000円																										
	限度額	70,000円	90,000円																										

区分		年度	19	20																									
町民税	個人	均等割	町民税3,000円 県民税1,000円 ※前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成19年度町民税2,000円 県民税600円 ・平成20年度町民税3,000円 県民税1,000円	町民税3,000円 県民税1,000円 ※前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成20年度町民税3,000円 県民税1,000円																									
		所得割	<table border="1"> <tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr> </table> ※前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成19年度2/3課税 ・平成20年度全額課税	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%	<table border="1"> <tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr> </table> ※前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成20年度全額課税	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%									
	平成19年度～																												
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																													
町民税	6%																												
県民税	4%																												
平成19年度～																													
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																													
町民税	6%																												
県民税	4%																												
法人	均等割	<table border="1"> <tr><th>資本金の金額</th><th>従業者数</th><th>税 額</th></tr> <tr><td rowspan="2">1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">1,000万円を超え 1億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">1億円を超え10億 円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">10億円を超える金額 10億円を超え50億 円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr> <tr><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr> <tr><td>50億円を超える金額</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr> </table>	資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額 10億円を超え50億 円以下の金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円	
資本金の金額	従業者数	税 額																											
1,000万円以下	50人以下	50,000円																											
	50人超	120,000円																											
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円																											
	50人超	150,000円																											
1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円																											
	50人超	400,000円																											
10億円を超える金額 10億円を超え50億 円以下の金額	50人以下	410,000円																											
	50人超	1,750,000円																											
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																											
	法人税割		12.3%																										
固定資産税		1.40%	免税点 <table border="0"> <tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>		土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																			
土地	300,000円																												
家屋	200,000円																												
償却資産	1,500,000円																												
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円																										
町たばこ税		千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)																											
特別土地保有税		課税停止																											
都市計画税		0.20%																											
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	8.30%	5.60%																									
		資産割	25.0%	25.0%																									
		均等割	29,400円	23,000円																									
		平等割	31,200円	31,200円																									
		限度額	530,000円	470,000円																									
	後期高齢者支援金	所得割		2.70%																									
		均等割		6,400円																									
		限度額		120,000円																									
	介護保険納付額	所得割	1.40%	1.40%																									
		均等割	13,000円	13,000円																									
	限度額	90,000円	90,000円																										

区分		年度	21	22																										
町民税	個人	均等割	町民税3,000円 県民税1,000円																											
		所得割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">町民税</td><td style="text-align: center;">6%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県民税</td><td style="text-align: center;">4%</td></tr> </table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																		
	平成19年度～																													
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																														
町民税	6%																													
県民税	4%																													
法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え 1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億 円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額 10億円を超え50億 円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額 10億円を超え50億 円以下の金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円	法人税割	12.3%
資本金の金額	従業者数	税 額																												
1,000万円以下	50人以下	50,000円																												
	50人超	120,000円																												
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円																												
	50人超	150,000円																												
1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円																												
	50人超	400,000円																												
10億円を超える金額 10億円を超え50億 円以下の金額	50人以下	410,000円																												
	50人超	1,750,000円																												
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																												
固定資産税		1.40%	免税点 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>		土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																				
土地	300,000円																													
家屋	200,000円																													
償却資産	1,500,000円																													
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円																											
町たばこ税		千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)	千本につき4,618円 (旧3級品千本につき2,190円)																											
特別土地保有税		課税停止																												
都市計画税		0.20%																												
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%																											
		資産割	25.0%																											
		均等割	23,000円																											
		平等割	31,200円																											
		限度額	470,000円																											
	後期高齢者支援金	所得割	2.70%																											
		均等割	6,400円																											
		限度額	120,000円																											
	介護保険納付金	所得割	1.40%																											
均等割		13,000円																												
	限度額	90,000円																												

区分		年度	23	24																												
町民税	個人	均等割	町民税3,000円 県民税1,000円																													
		所得割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">町民税</td><td style="text-align: center;">6%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県民税</td><td style="text-align: center;">4%</td></tr> </table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																				
	平成19年度～																															
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																															
町民税	6%																															
県民税	4%																															
法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え 1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億 円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億 円以下の金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超え50億 円以下の金額	50人超	3,000,000円	50人超	3,000,000円
	資本金の金額	従業者数	税 額																													
1,000万円以下	50人以下	50,000円																														
	50人超	120,000円																														
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円																														
	50人超	150,000円																														
1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円																														
	50人超	400,000円																														
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																														
	50人超	1,750,000円																														
10億円を超え50億 円以下の金額	50人超	3,000,000円																														
	50人超	3,000,000円																														
法人税割	12.3%																															
固定資産税		1.40%	免税点 { 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																													
軽自動車		<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">           原動機付自転車            50cc以下 1,000円            90cc以下 1,200円            125cc以下 1,600円            ミニカー            50cc以下 2,500円            小型特殊自動車            農耕用 1,600円            小型特殊1,000cc以下 2,400円            その他 4,700円            二輪の小型自動車 4,000円         </td> <td style="width: 50%;">           軽自動車            二輪 2,400円            三輪 3,100円            四輪            貨物 営業用 3,000円                      自家用 4,000円            乗用 営業用 5,500円                      自家用 7,200円         </td> </tr> </table>			原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円																										
原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円																															
町たばこ税		千本につき4,618円 (旧3級品千本につき2,190円)																														
特別土地保有税		課税停止																														
都市計画税		0.20%																														
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%																													
		資産割	25.0%																													
		均等割	23,000円																													
		平等割	31,200円																													
		限度額	470,000円																													
	後期高齢者支援金	所得割	2.70%																													
		均等割	6,400円																													
		限度額	120,000円																													
	介護保険納付金課税額	所得割	1.40%																													
		均等割	13,000円																													
	限度額	90,000円																														

区分		年度	25	26																												
町民税	個人	均等割	町民税3,000円 県民税1,000円	町民税3,500円 県民税1,500円 ※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています																												
		所得割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">町民税</td><td style="text-align: center;">6%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県民税</td><td style="text-align: center;">4%</td></tr> </table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																				
	平成19年度～																															
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																															
町民税	6%																															
県民税	4%																															
法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超え50億円以下の金額	50人以下	3,000,000円	50人超	
	資本金の金額	従業者数	税 額																													
1,000万円以下	50人以下	50,000円																														
	50人超	120,000円																														
1,000万円を超え	50人以下	130,000円																														
	50人超	150,000円																														
1億円以下の金額	50人以下	160,000円																														
	50人超	400,000円																														
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	410,000円																														
	50人超	1,750,000円																														
10億円を超え50億円以下の金額	50人以下	3,000,000円																														
	50人超																															
法人税割	12.3%																															
固定資産税		1.40%	免税点 { <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>		土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																						
土地	300,000円																															
家屋	200,000円																															
償却資産	1,500,000円																															
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 家用 7,200円																													
町たばこ税		千本につき5,262円 (旧3級品千本につき2,495円)																														
特別土地保有税		課税停止																														
都市計画税		0.20%																														
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%																													
		資産割	25.0%																													
		均等割	23,000円																													
		平等割	31,200円																													
		限度額	470,000円																													
		後期高齢者支援金	所得割	2.70%																												
	介護保険納付額	均等割	6,400円																													
		限度額	120,000円																													
		所得割	1.40%																													
		均等割	13,000円																													
	限度額	90,000円																														

区分		年度	27																												
町民税	個人	均等割	町民税3,500円 県民税1,500円 ※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています																												
		所得割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">町民税</td><td style="text-align: center;">6%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県民税</td><td style="text-align: center;">4%</td></tr> </table>	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																				
	平成19年度～																														
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																															
町民税	6%																														
県民税	4%																														
法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え 1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億 円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超え50億 円以下の金額</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超え50億 円以下の金額	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円
資本金の金額	従業者数	税 額																													
1,000万円以下	50人以下	50,000円																													
	50人超	120,000円																													
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円																													
	50人超	150,000円																													
1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円																													
	50人超	400,000円																													
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																													
	50人超	1,750,000円																													
50億円を超え50億 円以下の金額		50人超	1,750,000円																												
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																													
		法人税割	12.3% ※平成26年10月以降 9.7%																												
固定資産税		1.40%	<table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>土地</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </table>	{	土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																					
{	土地	300,000円																													
	家屋	200,000円																													
	償却資産	1,500,000円																													
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 (3,900円) 四輪 貨物 営業用 3,000円 (3,800円) 自家用 4,000円 (5,000円) 乗用 営業用 5,500円 (6,900円) 自家用 7,200円 (10,800円) ※( )は、平成27年4月1日以降に最初(新車)の新規検査をした車両のみに適用																												
町たばこ税		千本につき5,262円 (旧3級品千本につき2,495円)																													
特別土地保有税		課税停止																													
都市計画税		0.20%																													
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%																												
		資産割	25.0%																												
		均等割	23,000円																												
		平等割	31,200円																												
		限度額	470,000円																												
		後期高齢者支援金	所得割	2.70%																											
	介護保険納付額	均等割	6,400円																												
		限度額	120,000円																												
		所得割	1.40%																												
	均等割	13,000円																													
	限度額	90,000円																													

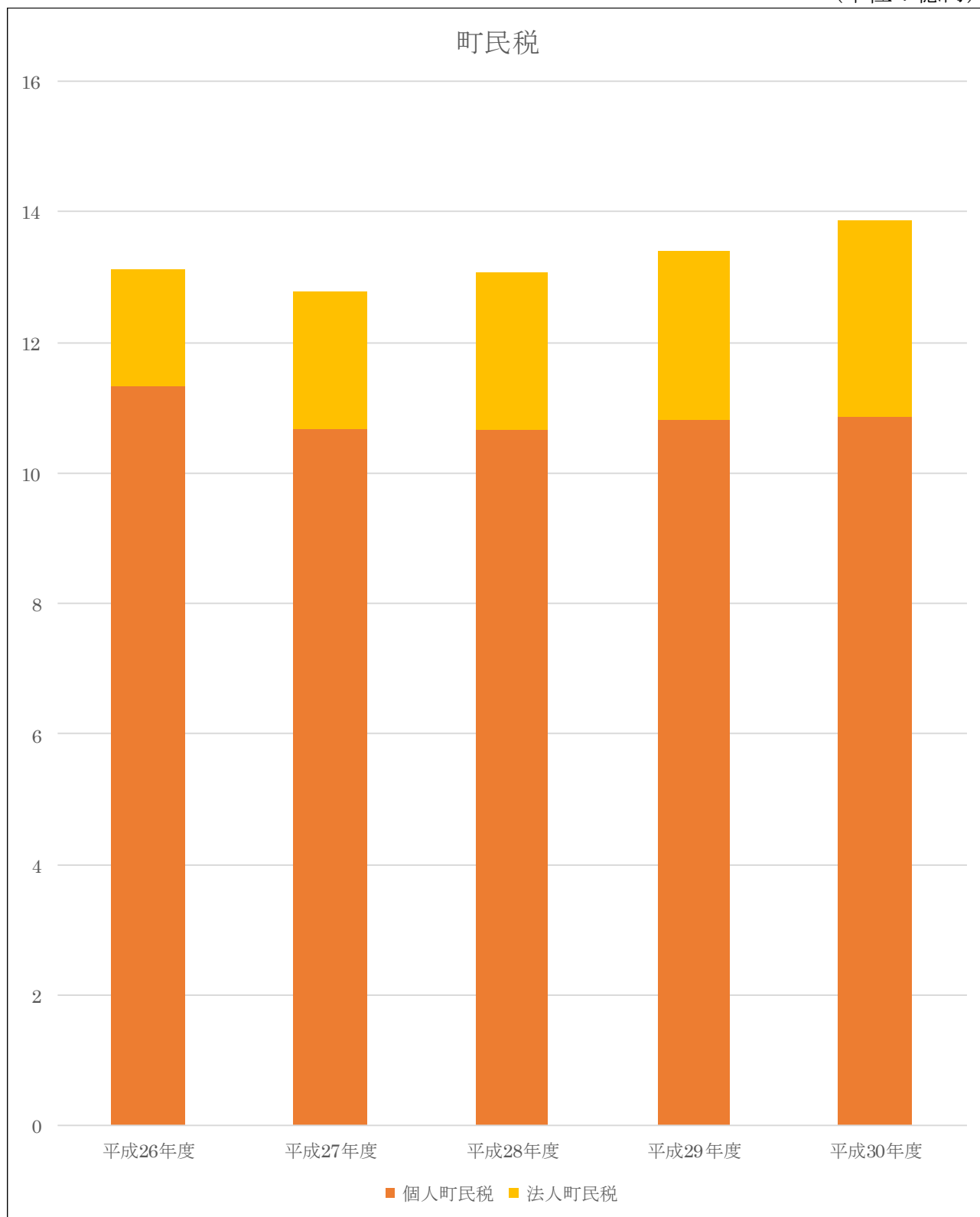
区分		年度	28	29																										
町民税	個人	均等割	町民税3,500円 県民税1,500円 ※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています																											
		所得割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="3">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="3">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td colspan="2">6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td colspan="2">4%</td></tr> </table>		平成19年度～			課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%			町民税	6%		県民税	4%															
	平成19年度～																													
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																													
町民税	6%																													
県民税	4%																													
法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金の金額	従業者数	税額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超える金額	50人超	3,000,000円
	資本金の金額	従業者数	税額																											
1,000万円以下	50人以下	50,000円																												
	50人超	120,000円																												
1,000万円を超え	50人以下	130,000円																												
	50人超	150,000円																												
1億円以下の金額	50人以下	160,000円																												
	50人超	400,000円																												
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	410,000円																												
	50人超	1,750,000円																												
10億円を超える金額	50人超	3,000,000円																												
	法人税割	9.7%																												
固定資産税		1.40%	免税点 { <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>		土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																				
土地	300,000円																													
家屋	200,000円																													
償却資産	1,500,000円																													
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 50cc以下 3,700円 小型特殊自動車 農耕用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円	軽自動車 二輪 3,600円 三輪 3,900円 (3,100円) 四輪 貨物 営業用 3,800円 (3,000円) 自家用 5,000円 (4,000円) 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) 自家用 10,800円 (7,200円) ※( )は、平成27年3月31日以前に最初(新車)の新規検査をした車両に適用(重課車両は除く) ※平成28年度から適用される重課・軽課については、「軽自動車税のあらまし(52ページ)」を参照																											
町たばこ税		千本につき5,262円 (旧3級品千本につき2,925円)																												
特別土地保有税		課税停止																												
都市計画税		0.20%																												
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%																											
		資産割	25.0%																											
		均等割	23,000円																											
		平等割	31,200円																											
		限度額	470,000円																											
	後期高齢者支援金	所得割	2.70%																											
		均等割	6,400円																											
		限度額	120,000円																											
	介護保険納付金	所得割	1.40%																											
均等割		13,000円																												
	限度額	90,000円																												



区分		年度	30	元																												
町民税	個人	均等割	町民税3,500円 県民税1,500円 ※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています																													
		所得割	<table border="1"> <tr><td colspan="3">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="3">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td colspan="2">6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td colspan="2">4%</td></tr> </table>		平成19年度～			課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%			町民税	6%		県民税	4%																	
	平成19年度～																															
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																															
町民税	6%																															
県民税	4%																															
法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超え50億円以下の金額	50人以下	410,000円	50人超	3,000,000円
		資本金の金額	従業者数	税 額																												
		1,000万円以下	50人以下	50,000円																												
			50人超	120,000円																												
		1,000万円を超え	50人以下	130,000円																												
			50人超	150,000円																												
		1億円以下の金額	50人以下	160,000円																												
			50人超	400,000円																												
		10億円を超える金額	50人以下	410,000円																												
50人超	1,750,000円																															
10億円を超え50億円以下の金額	50人以下	410,000円																														
	50人超	3,000,000円																														
法人税割	9.7% 令和元年10月以降 6.0%																															
固定資産税		1.40%	免税点 <table border="0"> <tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>		土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																						
土地	300,000円																															
家屋	200,000円																															
償却資産	1,500,000円																															
軽自動車		<p>[種別割]</p> <table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>軽自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下 2,000円</td> <td>二輪 3,600円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 2,000円</td> <td>三輪 3,900円 (3,100円)</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 2,400円</td> <td>四輪</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>貨物 営業用 3,800円 (3,000円)</td> </tr> <tr> <td>50cc以下 3,700円</td> <td>自家用 5,000円 (4,000円)</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>乗用 営業用 6,900円 (5,500円)</td> </tr> <tr> <td>農耕用 2,400円</td> <td>自家用 10,800円 (7,200円)</td> </tr> <tr> <td>その他 5,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車 6,000円</td> <td></td> </tr> </table> <p>※( )は、平成27年3月31日以前に最初(新車)の新規検査をした車両に適用(重課車両は除く)</p> <p>※平成28年度から適用される重課・軽課については、「軽自動車税のあらまし(52ページ)」を参照</p> <p>[環境性能割]</p> <p>令和元年10月1日より導入。詳細については、「軽自動車税のあらまし(52ページ)」を参照。</p>			原動機付自転車	軽自動車	50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	90cc以下 2,000円	三輪 3,900円 (3,100円)	125cc以下 2,400円	四輪	ミニカー	貨物 営業用 3,800円 (3,000円)	50cc以下 3,700円	自家用 5,000円 (4,000円)	小型特殊自動車	乗用 営業用 6,900円 (5,500円)	農耕用 2,400円	自家用 10,800円 (7,200円)	その他 5,900円		二輪の小型自動車 6,000円									
原動機付自転車	軽自動車																															
50cc以下 2,000円	二輪 3,600円																															
90cc以下 2,000円	三輪 3,900円 (3,100円)																															
125cc以下 2,400円	四輪																															
ミニカー	貨物 営業用 3,800円 (3,000円)																															
50cc以下 3,700円	自家用 5,000円 (4,000円)																															
小型特殊自動車	乗用 営業用 6,900円 (5,500円)																															
農耕用 2,400円	自家用 10,800円 (7,200円)																															
その他 5,900円																																
二輪の小型自動車 6,000円																																
町たばこ税		千本につき5,692円 平成30年9月まで5,262円 (旧3級品千本につき4,000円 令和元年10月以降5,692円)																														
特別土地保有税		課税停止																														
都市計画税		0.20%																														
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%	5.60%																												
		資産割	25.0%	— (廃止)																												
		均等割	23,000円	23,000円																												
		平等割	31,200円	31,200円																												
	限度額	510,000円	580,000円																													
	後期高齢者支援金	所得割	2.70%	2.70%																												
		均等割	6,400円	6,400円																												
		限度額	160,000円	190,000円																												
	介護保険納付額	所得割	1.40%	1.40%																												
均等割		13,000円	13,000円																													
限度額		130,000円	160,000円																													

# Ⅲ 税目別の概要

(単位：億円)



# 1 町民税のあらまし

## (1) 個人町民税

### ア 納税義務者

各年の1月1日に町内に住所を有する人又は居住している人

### イ 課税標準

#### (ア) 均等割

#### (イ) 所得割

##### a 所得金額

・総所得金額 ・山林所得の金額 ・退職所得の金額 ・土地等に係る事業所得等の金額 ・長期譲渡所得の金額 ・短期譲渡所得の金額 ・上場株式等に係る配当所得の金額 ・株式等に係る譲渡所得等の金額 ・先物取引に係る雑所得等の金額

##### b 所得控除額

・雑損控除額 ・医療費控除額 ・社会保険料控除額 ・小規模企業共済等掛金控除額 ・生命保険料控除額 ・地震保険料控除額 ・障害者控除額 ・寡婦(寡夫)控除額 ・勤労学生控除額 ・配偶者控除額 ・配偶者特別控除額 ・扶養控除額 ・基礎控除額

##### c 課税標準額

・課税総所得金額 ・課税山林所得金額 ・課税退職所得金額 ・土地等に係る課税事業所得等の金額 ・課税長期譲渡所得の金額 ・課税短期譲渡所得の金額 ・上場株式等に係る課税配当所得の金額 ・株式等に係る課税譲渡所得の金額 ・先物取引に係る課税雑所得等の金額

### 【所得控除のうち所得税と異なるもの】

#### 1 生命保険料控除

(1) 旧契約(平成23年12月31日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料または個人年金保険料を支払った場合(両方を支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額(限度額70,000円))

##### ◆支払った保険料が

ア 15,000円以下の場合:支払った保険料の金額

イ 15,000円を超え40,000円以下の場合:支払った保険料の金額の合計額  
 $\times 1/2 + 7,500$ 円

ウ 40,000円を超え70,000円以下の場合:支払った保険料の金額の合計額  
 $\times 1/4 + 17,500$ 円

エ 70,000円を超える場合:35,000円

(2) 新契約(平成24年1月1日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料または介護医療保険料を支払った場合(各種にわたり支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額(限度額70,000円))

◆支払った保険料が

ア 12,000 円以下の場合：支払った保険料の金額

イ 12,000 円を超え 32,000 円以下の場合：支払った保険料の金額の合計額  
×1/2+6,000 円

ウ 32,000 円を超え 56,000 円以下の場合：支払った保険料の金額の合計額  
×1/4+14,000 円

エ 56,000 円を超える場合：28,000 円

(3) 生命保険・個人年金保険に関して、新契約と旧契約の保険料を支払っている場合

◆新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額（各保険の限度額 28,000 円、全体の限度額 70,000 円）

2 地震保険料控除

(1) 地震保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

ア 50,000 円以下の場合：支払った保険料の金額の合計額×1/2

イ 50,000 円を超える場合：25,000 円

(2) 旧長期損害保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

ア 5,000 円以下の場合：支払った保険料の金額

イ 5,000 円を超え 15,000 円以下の場合：支払った保険料の金額の合計額×  
1/2+2,500 円

ウ 15,000 円を超える場合：10,000 円

(3) 地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものがある場合  
(地震保険契約について支払った保険料で(1)に準じて計算した金額) + (旧  
長期損害保険契約等について支払った保険料で(2)に準じて計算した金額)  
=限度額：25,000 円

3 障害者控除：一人につき 26 万円（特別障害者の場合 30 万円，同居特別障害者の場合 53 万円）

4 寡婦（寡夫）控除：26 万円（特定寡婦の場合：30 万円）

5 勤労学生控除：26 万円

6 配偶者控除（申告者の所得が 1,000 万円以下の場合）

あなたに合計所得金額が 38 万円以下の控除対象配偶者がいる場合

	あなたの合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1000 万円以下
控除対象配偶者	33 万円	22 万円	11 万円
老人控除対象配偶者	38 万円	26 万円	13 万円

※青色事業専従者に該当する人で青色事業専従者給与の支払いを受ける人及び事業専従者に該当する人は、配偶者控除は受けられません。

7 配偶者特別控除（申告者の所得が1,000万円以下の場合）

生計を同一にする配偶者を有し、配偶者の合計所得金額が38万円を超え123万円以下の場合

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
38万円超 85万円以下	33万円	22万円	11万円
85万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

※青色事業専従者に該当する人で青色事業専従者給与の支払いを受ける人及び事業専従者に該当する人は、配偶者特別控除は受けられません。

8 扶養控除

扶養親族一人につき33万円。ただし、扶養親族が特定扶養親族（19歳以上23歳未満）の場合は一人につき45万円。また老人扶養親族（70歳以上）である場合は一人につき38万円。納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70歳以上）である場合は一人につき45万円。  
 ※控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいいます。  
 ※青色事業専従者に該当する人で青色事業専従者給与の支払いを受ける人及び事業専従者に該当する人は、扶養控除は受けられません。

ウ 税率

(ア) 均等割：町民税3,500円，県民税1,500円（標準課税）

※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間は町民税分、県民税分、いずれも500円引き上げられています。

(イ) 所得割

a 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に対する税率

課税所得の段階	合計	町民税	県民税
一律	10%	6%	4%

b その他の税率

課税所得の種類	合計 a + b	町民税 a	県民税 b
土地、建物等の長期譲渡所得	5%	3%	2%
優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得	4%	2,000万円以下の部分2.4%	2,000万円以下の部分1.6%
	5%	2,000万円超の部分3%	2,000万円超の部分2%

課税所得の種類	合計 a + b	町民税 a	県民税 b
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得	4%	6,000万円以下の部分 2.4%	6,000万円以下の部分 1.6%
	5%	6,000万円超の部分 3%	6,000万円超の部分 2%
土地、建物等の短期譲渡所得	9%	5.4% (国等に対する譲渡 3%)	3.6% (国等に対する譲渡 2%)
土地の譲渡等に係る事業所得等	12%	7.2%	4.8%
株式等に係る配当所得	5%	3%	2%
株式等に係る譲渡所得等	5%	3%	2%
先物取引等に係る雑所得等	5%	3%	2%

(参考：源泉徴収口座による申告不要の特例)

源泉徴収口座（所得税において源泉徴収口座を選択した特定口座）を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができます。

#### (ウ) 所得割額の計算

##### ●一般的な例

課税所得金額（所得金額－所得控除額）×税率－税額控除＝所得割額

##### ●複数の所得のある例

a 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額×税率＝算出税額

b 土地等に係る課税事業所得等の金額×税率＝算出税額

c 課税長期譲渡所得金額×税率＝算出税額

d 課税短期譲渡所得金額×税率＝算出税額

e 上場株式等に係る課税配当所得の金額×税率＝算出税額

f 株式等に係る課税譲渡所得等の金額×税率＝算出税額

g 先物取引に係る課税雑所得等の金額×税率＝算出税額

(算出税額 a + b + c + d + e + f + g - 調整控除額 - 配当控除額 - 住宅借入金等特別税額控除額 - 寄附金税額控除) - 外国税額控除額＝所得割額

h 配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額 - 配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額＝配当割額、株式等譲渡所得割額控除後の所得割額

#### エ 税額控除

##### (ア) 調整控除

所得税と個人住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の金額が控除されます。

- a 個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の場合  
次のいずれか少ない金額の5%（町民税3%、県民税2%）
- ① 5万円（基礎控除分）に所得税との人的控除額（基礎控除以外の部分）の差の合計額を加算した金額
- ② 個人住民税の合計課税所得金額
- b 個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の場合  
{ a① - ( a② - 200万円 ) } の5%（町民税3%、県民税2%）  
ただし、上記の金額が2,500円未満の場合は、2,500円

■個人住民税と所得税の人的控除額の差 (単位：万円)

控除の種類		住民税	所得税	差額
障害者控除		26	27	1
	特別障害者	30	40	10
	同居特別障害者	53	75	22
寡婦（寡夫）控除		26	27	1
	特定寡婦（所得500万円以下、子有）	30	35	5
勤労学生控除（所得65万円以下）		26	27	1
配偶者控除（所得38万円以下）		33	38	5
	老人控除対象配偶者（70歳以上）	38	48	10
配偶者特別控除（所得76万円未満）		—	—	—
	前年所得38万円を超40万円未満	33	38	5
	前年所得40万円以上45万円未満	33	36	3
扶養控除（所得38万円以下）		33	38	5
	特定扶養親族（16歳～22歳）	45	63	18
	老人扶養親族（70歳以上）	38	48	10
	同居老親等扶養親族（70歳以上）	45	58	13
基礎控除		33	38	5

(イ) 配当控除

配当控除制度は、配当所得について、法人段階で法人税が課税され、更に個人段階でも所得税と個人住民税が課税されるため、その二重課税を調整するために設けられた制度です。

種類		課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		町民税	県民税	町民税	県民税		
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券、投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

(ウ) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税で住宅借入金等特別控除の適用がある方に対して、次のa、bのうちいずれか少ない額が町・県民税の所得割額から控除されます。

- a 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税で控除しきれない額  
 b 次の表により算出した額

居住開始年月日	～平成26年3月末	平成26年4月1日～令和3年12月末 ※
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円)

※住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%である場合、又は東日本大震災の被害者等に係る住宅借入等を有する場合のみ

(エ) 寄附金税額控除

都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金及び都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金について寄附金税額控除を町民税・県民税の所得割額から減額する控除です。

(オ) 外国税額控除

外国税額控除は、外国で課税された所得税等の額を、所得税、都道府県民税及び区市町村民税の控除限度額の範囲内において、所得税から控除し、所得税で控除しきれないときは、都道府県民税から控除し、それでも控除しきれないときは、区市町村民税から控除されます。

なお、以上でも控除しきれないときは、3年間の繰越控除が認められています。

(カ) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

所得割の納税義務者が、配当割額又は株式等譲渡所得割額を課税された場合において、翌年の4月1日の属する年度分の個人住民税の申告書(確定申告書を含む)に、配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る一定の事項を記載して提出したときは、県民税又は町民税の所得割額からそれぞれ次の控除率を乗じた金額を控除します。

なお、控除しきれなかった金額があるときは、当該納税義務者に対して還付し、又はその年度分の住民税(県民税の所得割額、均等割額・町民税の所得割額、均等割額)に充当し、若しくは未納分の徴収金に充当されます。

区分	町民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

オ 賦課期日・納期

(ア) 賦課期日：各年の1月1日

(イ) 納期

a 均等割及び所得割(退職分離課税に係る所得割を除く。)

① 普通徴収の場合

年税額を4回に分けて納税する。

期別	1期	2期	3期	4期
納付月	6月	8月	10月	1月

② 給与からの特別徴収の場合

勤務先の会社や事業所が毎月の給与等から天引きし納税する。

月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
納期	毎月10日までに納付											



③ 年金からの特別徴収の場合

年金所得のみで発生した町・県民税額について各年金保険者が毎支給ごとの年金から天引きし納税する。

徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納期	年金支給日					

b 退職分離課税に係る所得割

徴収の日の属する月の翌月の10日までに納付

(2) 法人町民税

ア 納税義務者

- (ア) 町内に事務所又は事業所を有する法人（人格のない社団等で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）
- (イ) 町内に寮等を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しない法人
- (ウ) 町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団代表者又は管理人の定めのあるもの（(ア)に該当するものを除く。）

イ 課税標準

- (ア) 均等割：法人の所得に関係なく資本金等の金額によって一律に課税される。
- (イ) 法人税割：法人税額に一定の税率を乗じて課税される。

ウ 税率

(ア) 均等割（標準税率）

法人の区分	税額
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。） オ 資本金等の額（地方税法第292条第1項第4号に規定する資本金等の額をいう。以下この表において同じ）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与またはこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	5万円

つづき

法人の区分	税額
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超える法人	12万円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	13万円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	15万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	16万円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	40万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	41万円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	175万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	300万円

(イ) 法人税割 (標準税率) : 課税標準となる法人税額 × 税率

法人税割の税率	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
	12.3%	9.7%	6.0%

## エ 申告・納税

申告納付の方法により納税

(ア) 事業年度を6か月としている法人の申告納付

法人の事業年度が6か月である場合、法人税の申告書を提出する期限までに法人町民税の申告書を提出するとともに、均等割額の2分の1の額と法人税割額の合算額を納税する。

(イ) 事業年度を1年としている法人の申告納付

法人の事業年度が1年である場合においては、先ず中間申告を行い、申告額を納税し、次に確定申告を行い、確定申告と中間申告との差額を納税する。

2 個人町民税所得者区分別課税額の推移

(単位：千円，%)

年度	27			28			29		
	課税額	構成比	前年比	課税額	構成比	前年比	課税額	構成比	前年比
所得者区分									
給与所得者	875,114	82.7	0.9	873,330	82.9	▲ 0.2	881,989	83.0	1.0
営業等所得者	32,979	3.1	8.1	29,378	2.8	▲ 10.9	30,554	2.9	4.0
農業所得者	872	0.1	▲ 36.9	1,610	0.2	84.6	1,720	0.2	6.8
その他所得者	148,021	14.0	▲ 31.9	148,145	14.1	0.1	147,335	13.9	▲ 0.5
計	1,056,986	99.9	▲ 5.3	1,052,463	100.0	▲ 0.4	1,061,598	100.0	0.9

年度	30			元		
	課税額	構成比	前年比	課税額	構成比	前年比
所得者区分						
給与所得者	884,370	82.5	0.3	894,799	84.0	1.2
営業等所得者	30,820	2.9	0.9	29,477	2.8	▲ 4.4
農業所得者	2,426	0.2	41.0	1,241	0.1	▲ 48.8
その他所得者	153,714	14.3	4.3	138,555	13.0	▲ 9.9
計	1,071,330	99.9	0.9	1,064,072	99.9	▲ 0.7

資料：課税状況等調書第2表

3 個人町民税所得者区分別納税義務者数の推移

(単位：人，%)

年度	27			28			29		
	納税義務者数	構成比	前年比	納税義務者数	構成比	前年比	納税義務者数	構成比	前年比
所得者区分									
給与所得者	7,818	74.5	0.6	7,847	74.2	0.4	7,881	73.8	0.4
営業等所得者	343	3.3	2.7	330	3.1	▲ 3.8	336	3.1	1.8
農業所得者	18	0.2	▲ 18.2	26	0.2	44.4	28	0.3	7.7
その他所得者	2,319	22.1	▲ 1.3	2,370	22.4	2.2	2,428	22.7	2.4
計	10,498	100.1	0.2	10,573	99.9	0.7	10,673	99.9	0.9

年度	30			元		
	納税義務者数	構成比	前年比	納税義務者数	構成比	前年比
所得者区分						
給与所得者	7,900	74.0	0.2	8,017	74.4	1.5
営業等所得者	321	3.0	▲ 4.5	320	3.0	▲ 0.3
農業所得者	31	0.3	10.7	28	0.3	▲ 9.7
その他所得者	2,422	22.7	▲ 0.2	2,414	22.4	▲ 0.3
計	10,674	100.0	0.0	10,779	100.1	1.0

資料：課税状況等調書第2表

4 個人町民税所得者区分別総所得金額の推移

(単位：千円，%)

年度	27			28			29		
	総所得金額	構成比	前年比	総所得金額	構成比	前年比	総所得金額	構成比	前年比
所得者区分									
給与所得者	22,454,453	81.7	0.9	22,568,555	81.8	0.5	22,887,927	82.0	1.4
営業等所得者	856,837	3.1	5.8	794,581	2.9	▲ 7.3	813,389	2.9	2.4
農業所得者	27,716	0.1	▲ 24.0	49,661	0.2	79.2	48,595	0.2	▲ 2.1
その他所得者	3,752,831	13.7	▲ 2.1	3,843,662	13.9	2.4	3,779,673	13.5	▲ 1.7
分離課税所得者	391,434	1.4	26.3	325,245	1.2	▲ 16.9	380,639	1.4	17.0
計	27,483,271	100.0	0.9	27,581,704	100.0	0.4	27,910,223	100.0	1.2

年度	30			元		
	総所得金額	構成比	前年比	総所得金額	構成比	前年比
所得者区分						
給与所得者	23,085,308	81.9	0.9	23,463,187	82.5	1.6
営業等所得者	811,349	2.9	▲ 0.3	803,013	2.8	▲ 1.0
農業所得者	71,396	0.3	46.9	45,431	0.2	▲ 36.4
その他所得者	3,779,685	13.4	0.0	3,713,930	13.1	▲ 1.7
分離課税所得者	438,413	1.6	15.2	400,586	1.4	▲ 8.6
計	28,186,151	100.1	1.0	28,426,147	100.0	0.9

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表

5 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移

(単位：人，千円)

区分		年度		27		28		29		30		元	
		納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額		
普通徴収	均等割のみ	361	1,265	180	632	213	746	203	711	182	637		
	均等割＋所得割	2,395	256,660	1,489	178,042	1,492	176,806	1,477	183,027	1,534	175,205		
	計	2,756	257,925	1,669	178,674	1,705	177,552	1,680	183,738	1,716	175,842		
特別年徴収	均等割のみ	355	1,243	388	1,358	361	1,264	391	1,369	415	1,453		
	均等割＋所得割	1,697	74,908	1,798	80,339	1,888	84,219	1,897	83,338	1,913	81,907		
	計	2,052	76,151	2,186	81,697	2,249	85,483	2,288	84,707	2,328	83,360		
特別給徴与収	均等割のみ	224	784	372	1,302	377	1,320	352	1,232	377	1,320		
	均等割＋所得割	5,466	722,126	6,346	790,790	6,342	797,243	6,354	801,653	6,358	803,550		
	計	5,690	722,910	6,718	792,092	6,719	798,563	6,706	802,885	6,735	804,870		
合計	均等割のみ	940	3,292	940	3,292	951	3,330	946	3,312	974	3,410		
	均等割＋所得割	9,558	1,053,694	9,633	1,049,171	9,722	1,058,268	9,728	1,068,018	9,805	1,060,662		
	計	10,498	1,056,986	10,573	1,052,463	10,673	1,061,598	10,674	1,071,330	10,779	1,064,072		
年金特別徴収義務者数		7		6		6		6		6			
給与特別徴収義務者数		2,703		3,239		3,219		3,203		3,197			

資料：課税状況等調書第2表、第3表

(参考) 年金特別徴収は平成21年10月分からはじまりました

## 6 個人町民税の所得控除額の推移

(単位：千円，%)

区分	27		28		29		30		元	
	控除額	前年度比	控除額	前年度比	控除額	前年度比	控除額	前年度比	控除額	前年度比
雑損控除	825	皆増	382	▲ 53.7	0	皆減	1,337	皆増	300	▲ 77.6
医療費控除	225,557	▲ 3.3	234,020	3.8	249,221	6.5	269,677	8.2	257,297	▲ 4.6
社会保険料控除	4,743,109	2.2	4,847,946	2.2	4,968,910	2.5	5,052,126	1.7	5,121,816	1.4
小規模企業共済掛金控除	45,190	▲ 1.5	49,763	10.1	57,155	14.9	59,936	4.9	71,194	18.8
生命保険料控除	303,375	2.9	310,417	2.3	317,889	2.4	321,477	1.1	326,346	1.5
地震保険料控除	23,228	1.4	23,680	1.9	24,762	4.6	25,750	4.0	26,759	3.9
寄附金控除										
障害者控除（普通/特別）	94,440	1.6	94,480	0.0	94,220	▲ 0.3	96,860	2.8	94,840	▲ 2.1
寡婦控除（一般/特別）	42,220	3.1	42,820	1.4	46,440	8.5	49,440	6.5	50,920	3.0
寡夫控除	6,500	0.0	5,980	▲ 8.0	5,460	▲ 8.7	7,020	28.6	5,980	▲ 14.8
勤労学生控除	0	0.0	0	0.0	520	0.0	0	0.0	260	0.0
配偶者控除（一般/老人）	977,320	▲ 1.7	944,100	▲ 3.4	943,680	▲ 0.0	915,300	▲ 3.0	840,660	▲ 8.2
配偶者特別控除	77,340	6.5	82,170	6.2	76,940	▲ 6.4	57,380	▲ 25.4	136,180	137.3
扶養控除（一般/特定/老人/同老）	606,930	▲ 0.5	575,430	▲ 5.2	587,120	2.0	596,330	1.6	603,640	1.2
同居特別障害加算分	16,330	▲ 9.0	17,250	5.6	17,480	1.3	16,100	▲ 7.9	13,110	▲ 18.6
基礎控除	3,154,140	0.5	3,178,890	0.8	3,208,260	0.9	3,210,240	0.1	3,235,650	0.8
合計	10,316,504	1.0	10,407,328	0.9	10,598,057	1.8	10,678,973	0.8	10,784,952	1.0

資料：課税状況等調書第58表

(参考1) 平成18年度課税分から老年者控除が廃止されました。

(参考2) 平成21年度課税分から寄附金控除は、所得控除から税額控除に変更されました。

(参考3) 平成24年度課税分から控除対象扶養親族は16才以上の者になりました。

(参考4) 令和元年度課税分から配偶者控除・配偶者特別控除の改正により適用条件が変更されました。

7 令和元年度個人町民税の納税義務者等に関する調

(単位：人，千円)

年度 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	町民税額
給与所得者	502	1,757			7,515	26,303	866,739	8,017	894,799
営業等所得者	50	175			270	945	28,357	320	29,477
農業所得者	5	18			23	81	1,142	28	1,241
その他所得者	417	1,460			1,997	6,990	130,105	2,414	138,555
合計	974	3,410	0	0	9,805	34,319	1,026,343	10,779	1,064,072

資料：課税状況等調書第2表

8 個人町民税負担額の推移

(単位：円)

区分	年度	27	28	29	30	元
	人口1人当り		49,621	49,757	50,370	51,155
一世帯当り		110,506	109,711	109,330	108,975	107,984
普通徴収1人当り		93,587	107,054	104,136	109,368	102,472
年金特別徴収1人当り		37,111	37,372	38,001	37,022	35,808
給与特別徴収1人当り		127,049	117,905	118,851	119,726	119,506
納税義務者1人当り		100,685	99,542	99,466	100,368	98,717
各年の7月1日現在	人口	21,301	21,152	21,076	20,943	20,764
	世帯数	9,565	9,593	9,710	9,831	9,854

(参照) (5) 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移

9 令和元年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況

(単位：人，千円)

所得者区分 課税標準 額の段階	給与所得者		営業等所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税所得者		計	
	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
10万円以下	86	13,897	10	1,405	1	159	28	6,476	27	267,348	152	289,285
10万円を超え 100万円以下	2,050	1,234,887	85	44,458	16	9,269	1,101	596,664	20	205,934	3,272	2,091,212
100万円を超え 200万円以下	2,307	3,359,660	62	90,416	2	2,396	456	626,034	21	128,465	2,848	4,206,971
200万円を超え 300万円以下	1,369	3,336,777	48	115,203	2	4,966	106	255,521	14	103,347	1,539	3,815,814
300万円を超え 400万円以下	713	2,453,881	19	64,340	1	3,831	31	110,082	10	109,539	774	2,741,673
400万円を超え 550万円以下	499	2,300,672	11	50,717	0	0	26	121,741	5	27,096	541	2,500,226
550万円を超え 700万円以下	113	689,836	3	18,892	0	0	6	38,104	3	22,239	125	769,071
700万円を超え 1000万円以下	72	582,596	5	42,255	0	0	9	74,651	1	9,190	87	708,692
1000万円超	59	982,871	6	71,075	0	0	5	73,674	6	119,695	76	1,247,315
合計	7,268	14,955,077	249	498,761	22	20,621	1,768	1,902,947	107	992,853	9,414	18,370,259

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表

1 0 法人町民税現年課税分調定額の推移

(単位：人，千円，%)

区分 \ 年度	26	27	28	29	30
納税義務者	502	525	529	549	567
均等割額	64,181	64,226	72,458	71,172	75,781
法人税割額	115,933	146,068	171,705	183,613	223,707
合計	180,616	210,819	244,692	255,334	300,055
対前年増減率	19.3	16.7	16.1	4.3	17.5

1 1 平成30年度法人町民税現年課税分月別調定額

(単位：千円)

月	均等割	法人税割	合計
4	6,460	13,066	19,526
5	11,818	22,950	34,768
6	8,657	21,817	30,474
7	6,323	27,015	33,338
8	4,186	11,390	15,576
9	2,737	3,673	6,410
10	8,339	31,536	39,875
11	10,869	29,036	39,905
12	2,566	12,092	14,658
1	3,485	15,722	19,207
2	2,495	1,460	3,955
3	7,846	33,949	41,795
合計	75,781	223,706	299,487

1 2 法人の設立状況（令和元年度）

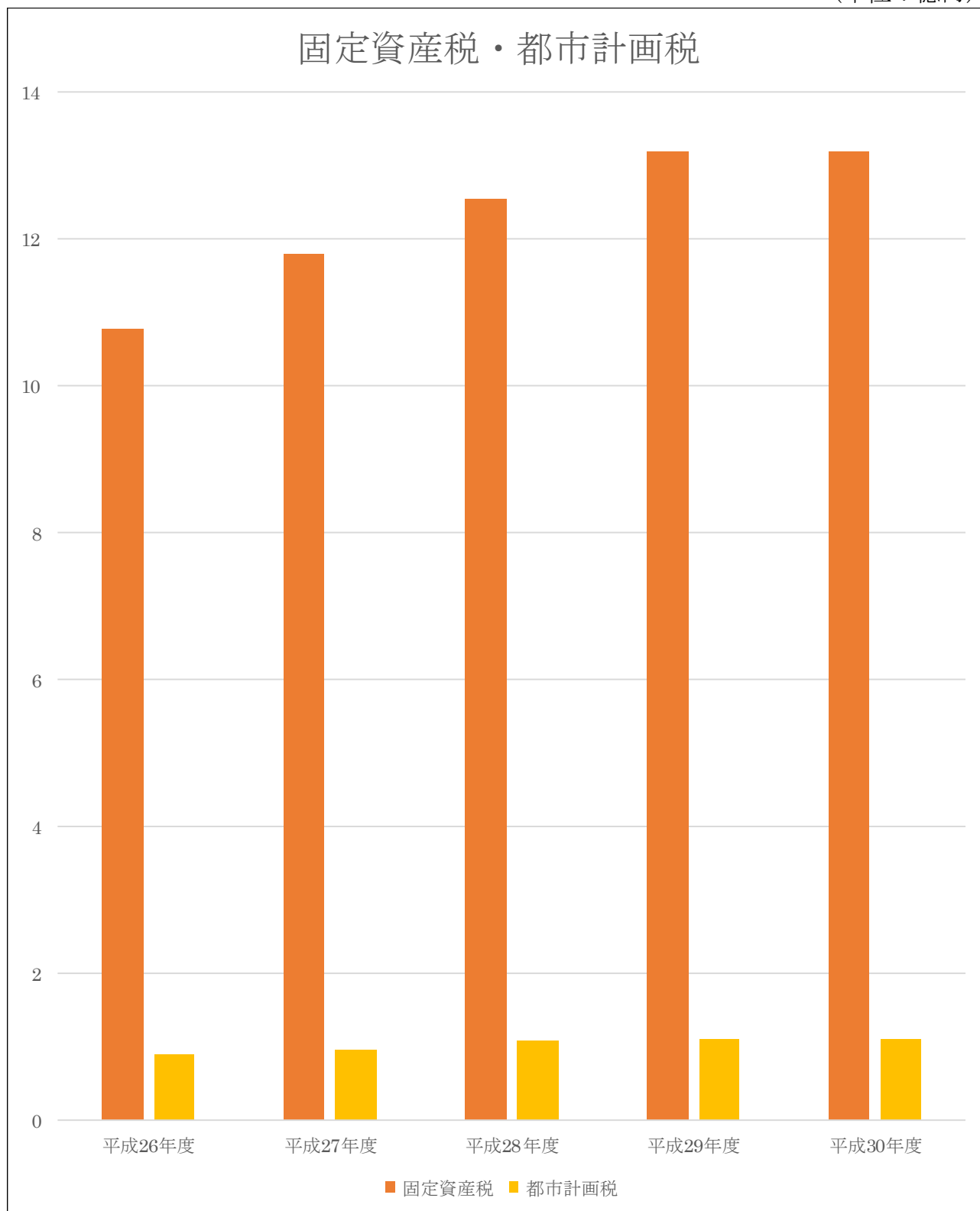
法人等の区分	法人均等割 納税義務者数
資本積立金額との合計額が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び公共法人等を除く。次号から第5号において同じ。）で町内に有する事務所、事業所、又は寮等の従業者（政令で定める役員を含む。）の合計数（次号から第5号において「従業者数の合計数」という。）が50人を超えるもの	3
資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	1
資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	73
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人をこえるもの	3
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	69
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	4
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	96
資本等の金額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	1
前各号に掲げる法人以外の法人	428
計	678

資料：課税状況調書第1表



# Ⅲ 税目別の概要

(単位：億円)



## 1 固定資産税・都市計画税のあらまし

### (1) 固定資産税

#### ア 納税義務者

毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を町内に所有している方で、具体的には次のとおりです。

土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合や農地法により国が買収した農地、土地区画整理事業による仮換地等については、その土地や家屋を現に所有している人が納税義務者となります。

#### イ 課税客体

土地	田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地その他の土地
家屋	住家、店舗、工場、倉庫その他の建物など、屋根及び周壁によって外界から遮断された一定の空間を持つ土地に定着した建造物
償却資産	土地及び家屋以外の事業に用いることができる機械、器具、備品等の資産（鉱業権、漁業権などの無形減価償却資産は除く。）で、その減価償却額が法人税法等の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの

#### ウ 固定資産の価格

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、町長がその価格を決定します。

土地 家屋	原則として基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、賦課期日（1月1日）現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第二年度及び第三年度は、新たな評価を行わないで、基準年度の価格をそのまま据え置きます。 なお土地の価格は、第二年度及び第三年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正を行います。
償却資産	償却資産の所有者には、毎年1月1日現在の償却資産を1月31日までに申告していただきます。これに基づき、毎年評価し、その価格を決定します。

#### エ 税額

課税標準額×税率＝税額となります。

##### (ア) 課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

- a 土地：前年度課税標準額×負担水準による負担調整率  
負担水準とは、その年度の評価額に対する前年度課税標準額の占める割合で、これにより負担調整率が決定されます。住宅用地については、価格にそれぞれの特例率（小規模住宅用地1／6・一般住宅用地1／3）を乗じて算出します。
- b 家屋：再建築費価格※×損耗の状況による減点補正率  
※評価対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です  
ただし在来分の家屋については、基準年度（3年）ごとに評価替えが行われますが、算出された評価額が前年度の評価額を超える場合は、引き上げられることなく前年度の評価額に据え置かれます。
- c 償却資産：取得価額×※（1－減価率）  
取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。※前年中に取得された償却資産は、（1－減価率／2）となります

(イ) 税率

1.4%（標準税率）

財政上その他の必要があるときは、標準税率とは異なる税率を定めることができます。

(ウ) 免税点

町内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

■宅地の税負担の調整措置

平成9年度の評価替え以降、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引下げ又は据置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることにより負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

これまで、負担水準の均衡化・適正化に取り組んできた結果、負担水準の均衡化は相当程度進展してきている状況にあります。

1 住宅用地以外の宅地の課税標準額

- (1) 前年度課税標準額が評価額の70%を超える場合は評価額の70%。
- (2) 前年度課税標準額が評価額の60%以上70%以下の場合は前年度課税標準額と同額に据え置きます。
- (3) 前年度課税標準額が評価額の60%未満の場合は前年度課税標準額に評価額の5%を加えた額です。ただし求めた額が、評価額の60%を上回る場合は評価額の60%、評価額の20%を下回る場合は評価額の20%となります。

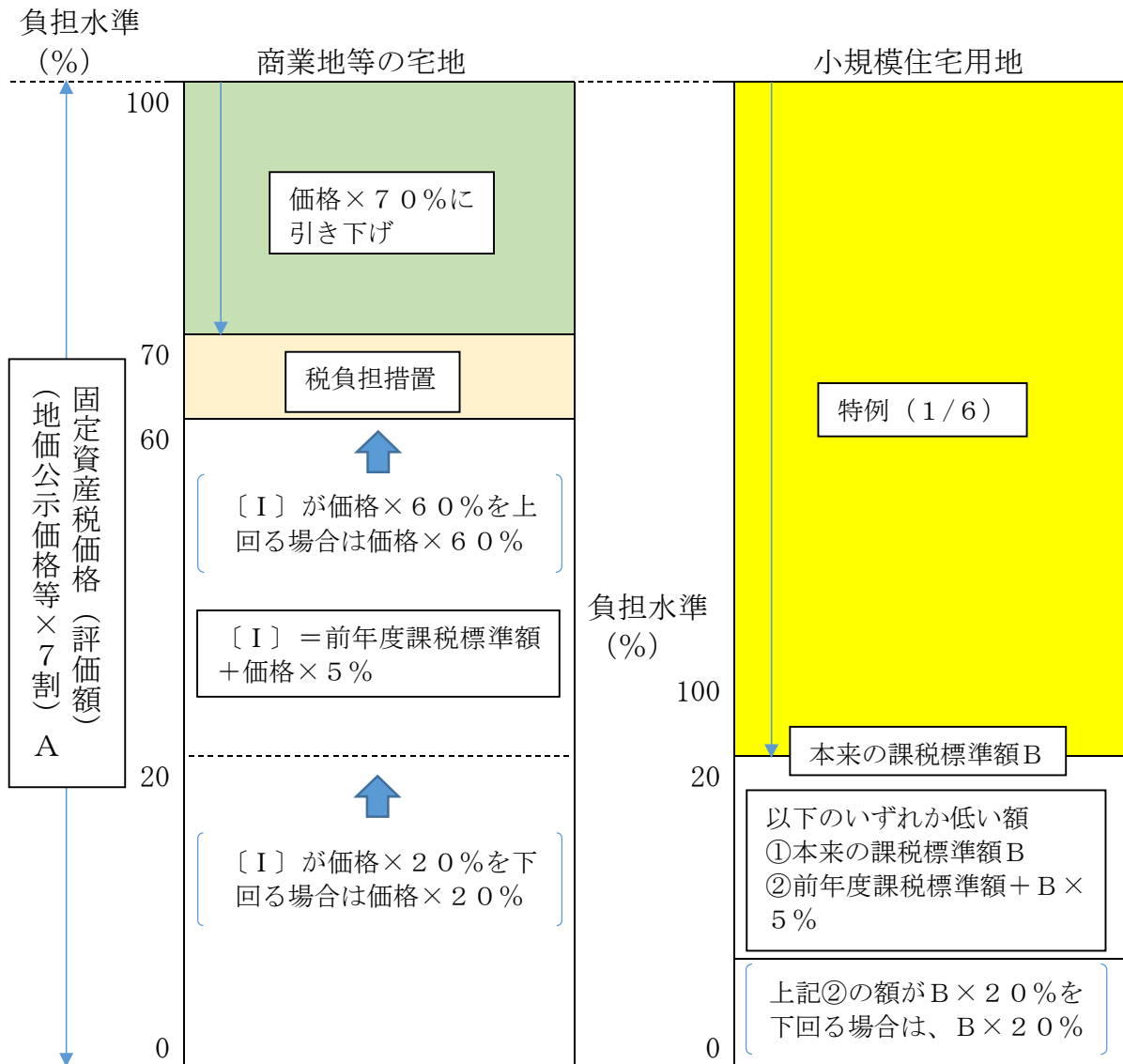
## 2 住宅用地の課税標準額

(1) 評価額に $1/6$  ( $200\text{ m}^2$ 以下の小規模住宅用地) 又は $1/3$  ( $200\text{ m}^2$ を超える一般住宅用地) を乗じた額です。

(2) ただし (1) で求めた額が以下の額※を超える場合には、以下の額※が課税標準額となります。

※前年度の課税標準額+本来の課税標準額 $\times 5\%$

(ただし、上記により計算した額が、本来の課税標準額の $20\%$ を下回る場合には、本来の課税標準額の $20\%$ が課税標準額となります。)



### ■農地の税負担の調整措置

#### 1 一般農地の課税標準額

負担水準の区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じた額です。

#### 2 一般の市街化区域農地

評価額に $3$ 分の $1$  を乗じた額が課税標準額となりますが、税負担の調整措置については一般農地と同様とされます。

## (2) 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用にあてるために、目的税として課税されるものです。

### ア 納税義務者

課税対象となる資産（土地又は家屋）の所有者です。

### イ 課税対象となる資産

都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋です。

### ウ 税額

課税標準額×税率＝都市計画税額となります。

#### (ア) 課税標準額

土地	固定資産税と同様の方法で求めます。ただし、住宅用地の特例率は、小規模住宅用地 1 / 3 ・一般住宅用地 2 / 3 となります。
家屋	固定資産税の課税標準となるべき価格です。

#### (イ) 税率

0.2%（0.3%を超えてはなりません）

#### (ウ) 免税点

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

### エ 納税の方法

固定資産税とあわせて納めます。

## 2 納税義務者数（現年課税分）の推移

（単位：人，%）

区分 \ 年度	27		28		29		30		31	
	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比
固定資産税	8,939	100.2	8,988	100.5	8,998	100.1	8,993	99.9	9,036	100.5
都市計画税	6,696	100.1	6,686	99.9	6,689	100.0	6,685	99.9	6,694	100.1

資料：当初賦課実績

## 3 土地の筆数及び家屋棟数（法定免税点以上）の推移

（単位：筆・棟，%）

区分 \ 年度	27		28		29		30		31	
	数	前年比	数	前年比	数	前年比	数	前年比	数	前年比
土地（筆）	25,004	99.0	25,079	100.3	25,173	100.4	25,227	100.2	25,318	100.4
家屋（棟）	7,900	100.4	7,924	100.3	7,953	100.4	7,978	100.3	8,045	100.8

資料：各年度 概要調書第2表、第22表（法定免税点以上のもの）

#### 4 土地の概要に関する調

##### ■納税義務者数に関する調

(単位：人)

区分 種別	総数	法定免税点未満	法定免税点以上
個人	7,884	1,626	6,258
法人	398	103	295
合計	8,282	1,729	6,553

資料：平成31年度概要調書第1表

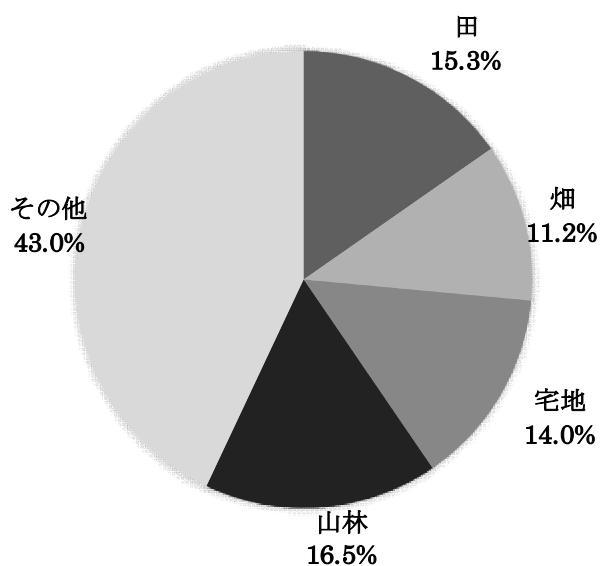
##### ■価格等に関する調

区分 地目		地積			
		非課税 地積 ア	評価 総地積 イ	法定免税 点未満 ウ	法定免税 点以上イウ エ
田	一般田	25,437	3,285,773	274,622	3,011,151
	市街化区域田	191	24,702	0	24,702
畑	一般畑	3,133	2,275,962	218,547	2,057,415
	市街化区域畑	2,148	150,784	621	150,163
宅地	小規模住宅用地		1,346,214	43,884	1,302,330
	一般住宅用地		668,877	1,370	667,507
	商業地等		878,837	265	878,572
計		143,695	2,893,928	45,519	2,848,409
塩田					
鉱泉地				0	
池沼		68,108	85	0	85
山林	一般山林	128,863	3,201,587	382,997	2,818,590
	介在山林	16,207	251,974	26,322	225,652
牧場				0	
原野		34,812	390,938	112,056	278,882
雑種地	ゴルフ場の用地			0	
	遊園地等の用地			0	
	鉄軌道用地		326,160	49	326,111
	その他の雑種地	293,405	1,428,421	83,938	1,344,483
計		293,405	1,754,581	83,987	1,670,594
その他		4,063,687			
合計		4,779,686	14,230,314	1,144,671	13,085,643

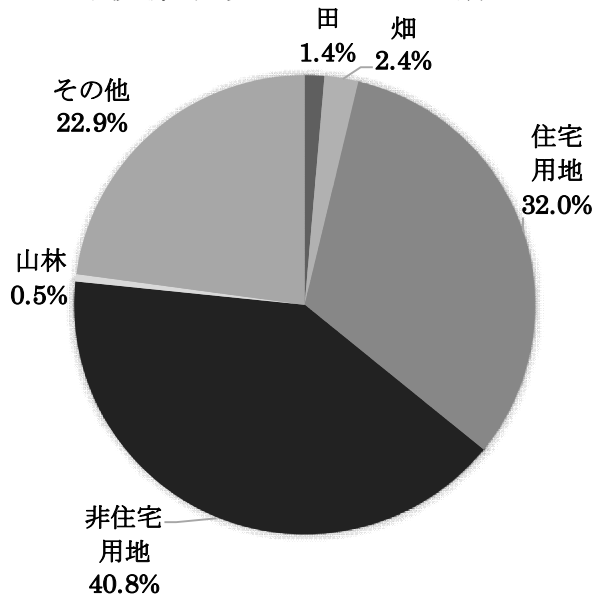
資料：平成31年度概要調書第2表

つづく⇒

地積による地目構成比



課税標準額による地目構成比



(単位：㎡，千円，筆，円/㎡)

決定価格				筆数				単位当り価格	
総額 オ	法定免税 点未満 カ	法定免税 点以上 オカ キ	キに係る 課税標準額 ク	非課税 筆数 ケ	評価 総筆数 コ	法定免税 点未満 サ	法定免税 点以上 シ	平均価格 オ/イ ス	最高価格 セ
344,206	28,760	315,446	315,446	80	3,931	435	3,496	105	113
240,478	0	240,478	80,159	1	57	0	57	9,735	27,348
137,198	13,146	124,052	124,052	10	2,661	325	2,336	60	61
1,733,910	2,984	1,730,926	534,106	2	353	11	342	11,499	34,800
36,116,295	435,614	35,680,681	5,946,677		7,561	446	7,115	26,828	61,956
8,790,456	12,190	8,778,266	2,925,943		3,997	50	3,947	13,142	61,881
16,521,774	2,562	16,519,212	11,309,742		1,444	15	1,429	18,800	68,432
61,428,525	450,366	60,978,159	20,182,362	178	13,002	511	12,491	21,227	68,432
	0					0		0	
4	0	4	4	16	1	0	1	47	45
155,356	18,150	137,206	137,206	123	2,686	598	2,088	49	51
11,691	1,221	10,470	10,470	16	335	48	287	46	46
	0					0		0	
17,593	5,043	12,550	12,550	100	1,526	402	1,124	45	45
	0					0		0	
	0					0		0	
1,066,570	132	1,066,438	648,633		1,261	5	1,256	3,270	3,788
8,130,290	54,425	8,075,865	5,526,134	961	2,431	591	1,840	5,692	60,667
9,196,860	54,557	9,142,303	6,174,767	961	3,692	596	3,096	5,242	60,667
				7,902					
73,265,821	574,227	72,691,594	27,571,122	9,389	28,244	2,926	25,318	5,149	

つづき

5 宅地に関する調（法定免税点以上）

（単位：㎡，千円，筆，円/㎡）

地区別	区分	地積 ア	決定価格 イ	課税標準額 ウ	単位当り価格		最高価格地 の所在地
					平均価格 イ/ア	最高価格	
商業地区	繁華街				—	—	
	高度商業地区				—	—	
	普通商業地区	184,183	6,134,653	3,698,299	33,307	68,432	中央台2丁目
	計	184,183	6,134,653	3,698,299	33,307	68,432	
住宅地区	併用住宅地区				—	—	
	高級住宅地区				—	—	
	普通住宅地区	1,512,841	44,898,633	11,920,833	29,678	53,900	中央台1丁目
	計	1,512,841	44,898,633	11,920,833	29,678	53,900	
工業地区	大工業地区				—	—	
	中小工業地区				—	—	
	家内工業地区				—	—	
	計				—	—	
村落地区	集団地区				—	—	
	村落地区	1,142,550	9,913,206	4,543,374	8,676	17,700	上本佐倉外宿
	計	1,142,550	9,913,206	4,543,374	8,676	17,700	
観光地区					—	—	
農業用施設の用に供する宅地		8,835	31,667	19,856	3,584	4,203	柏木谷津下
生産緑地地区内の宅地					—	—	
合計		2,848,409	60,978,159	20,182,362	21,408		

資料：平成31年度概要調書第4表

6 家屋の概要に関する調

区分		総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
納税義務者（人）		7,263	161	7,102
棟数	木造	6,459	218	6,241
	非木造	1,818	14	1,804
	計	8,277	232	8,045
床面積（㎡）	木造	678,733	8,101	670,632
	非木造	500,117	359	499,758
	計	1,178,850	8,460	1,170,390
決定価格（千円）	木造	16,205,874	12,172	16,193,702
	非木造	20,610,144	1,382	20,608,762
	計	36,816,018	13,554	36,802,464
単位当り価格（円）	木造	23,877	1,503	24,147
	非木造	41,211	3,850	41,237
	計	31,230	1,602	31,445

資料：平成31年度概要調書第21表，22表  
（参考）実際免税点の額：20万円



7 家屋の増減状況（現年課税分）の推移

年度	項目	増減			減少		
		木造	非木造	計	木造	非木造	計
27	棟数 (棟)	68	16	84	60	15	75
	面積 (㎡)	8,380	4,044	12,424	3,936	1,941	5,877
	㎡当り単価 (円)	69,596	58,235	65,898	12,239	11,698	12,060
	決定価格 (千円)	583,216	235,501	818,717	48,172	22,706	70,878
28	棟数 (棟)	51	9	60	56	8	64
	面積 (㎡)	7,291	1,029	8,320	3,870	719	4,589
	㎡当り単価 (円)	70,178	78,772	71,241	15,335	49,680	20,716
	決定価格 (千円)	511,671	81,056	592,727	59,345	35,720	95,065
29	棟数 (棟)	58	10	68	64	8	72
	面積 (㎡)	6,922	2,572	9,494	4,333	3,890	8,223
	㎡当り単価 (円)	67,408	71,978	68,646	9,800	33,446	20,986
	決定価格 (千円)	466,599	185,128	651,727	42,463	130,105	172,568
30	棟数 (棟)	37	18	55	46	3	49
	面積 (㎡)	3,887	2,316	6,203	3,755	322	4,077
	㎡当り単価 (円)	78,112	73,571	76,417	15,364	13,522	15,218
	決定価格 (千円)	303,622	170,390	474,012	57,691	4,354	62,045
31	棟数 (棟)	84	14	98	42	3	45
	面積 (㎡)	10,768	3,247	13,691	3,662	549	4,211
	㎡当り単価 (円)	71,921	83,706	76,417	10,906	15,337	11,483
	決定価格 (千円)	774,442	271,795	1,046,237	39,937	8,420	48,357

資料：平成31年度概要調書第31表～34表

8 都市計画税に関する調（法定免税点以上）

区分		項目	地積(千㎡)		決定価格(千円)	課税標準額(千円)
			床面積(㎡)			
土地	宅地等	宅地	1,703		51,033,286	23,083,425
		その他	676		6,302,007	4,197,347
		小計	2,379		57,335,293	27,280,772
	農地		176		1,971,402	1,091,359
計			2,555		59,306,695	28,372,131
家屋	木造家屋			483,447	12,400,034	12,400,034
	非木造家屋			338,522	15,525,894	15,515,525
	計			821,969	27,925,928	27,915,559
合計					87,232,623	56,287,690

資料：平成31年度概要調書第53表、第54表

9 償却資産の価格等に関する調

(単位：千円)

種類	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳		
			課税標準の特例規定を受けるもの	左記以外のもの	
町長が価格等を決定したもの	構築物	6,019,899	5,964,097	28,001	5,936,096
	機械及び装置	5,398,558	5,224,616	178,997	5,045,619
	船舶		0		
	航空機		0		
	車両及び運搬具	17,882	17,882		17,882
	工具、器具及び備品	1,650,673	1,650,668	24	1,650,644
	小計	13,087,012	12,857,263	207,022	12,650,241
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	19,865,475	18,860,067		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	957,092	957,015		
	小計	20,822,567	19,817,082		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの					
合計		33,909,579	32,674,345		
内訳	町分の額		32,674,345		
	県分の額				

資料：平成31年度概要調書第70表

10 国有資産等所在市町村交付金の状況

■調定の状況

(単位：千円)

区分	価格	算定標準額	交付金額	団体数
交付金	1,472,991	317,604	4,446	1

■国有資産等所在市町村交付金の状況

(単位：千円)

区分	国有資産		公有資産		交付金額の計	
	算定標準額	交付金額	算定標準額	交付金額		
貸付資産	係住る宅のもの	1/6適用		193,995	2,716	2,716
		1/3適用				0
		2/5適用		123,609	1,730	1,730
	住宅以外のもの					0
計		0	0	317,604	4,446	4,446

資料：平成31年度概要調書第89表

(注) 1/6適用：小規模住宅用地、1/3適用：一般住宅用地、2/5適用：住宅

1.1 調定額（現年課税分・法定免税点以上）・収入済額の推移

(単位：千円，%)

年度 区分		27				28				29			
		調定額	前年比	収入額	前年比	調定額	前年比	収入額	前年比	調定額	前年比	収入額	前年比
固定資産税	土地	379,455	129.5	370,725	129.3	380,416	100.3	373,252	100.7	383,015	100.7	376,729	100.9
	家屋	471,403	97.0	460,557	96.9	494,698	104.9	485,382	105.4	506,859	102.5	498,539	97.7
	小計	850,858	109.2	831,282	109.1	875,114	102.9	858,634	103.3	889,874	101.7	875,268	98.8
	償却資産	403,540	101.6	403,540	101.6	438,477	108.7	438,477	108.7	430,414	98.2	430,414	90.3
	合計	1,254,398	106.7	1,234,822	106.5	1,313,591	104.7	1,297,111	105.0	1,320,288	100.5	1,305,682	96.0
都市計画税	土地	57,038	129.9	56,147	129.7	56,873	99.7	56,159	100.0	56,953	100.1	56,322	100.4
	家屋	51,854	97.7	51,045	97.6	54,729	105.5	54,043	105.9	56,093	102.5	55,473	97.2
	合計	108,892	112.3	107,192	112.1	111,602	102.5	110,202	102.8	113,046	101.3	111,795	98.8
年度 区分		30				31							
		調定額	前年比	収入額	前年比	調定額	前年比	収入額	前年比				
固定資産税	土地	379,455	129.5	370,725	129.3	385,977	100.3						
	家屋	471,403	97.0	460,557	96.9	515,056	104.9						
	小計	850,858	109.2	831,282	109.1	901,033	102.9						
	償却資産	403,540	101.6	403,540	101.6	457,419	108.7						
	合計	1,254,398	106.7	1,234,822	106.5	1,358,452	104.7						
都市計画税	土地	57,038	129.9	56,147	129.7	56,741	99.7						
	家屋	51,854	97.7	51,045	97.6	55,828	105.5						
	合計	108,892	112.3	107,192	112.1	112,569	102.5						

資料：決算統計（平成27年度～平成30年度）、当初賦課実績（平成31年度）

1 2 固定資産基準地等価格一覧表

■地価公示地価格（1月1日時点）

（単位：円／㎡）

所在	市街化 区域	調整 市街化 区域	27	28	29	30	31
中央台1丁目14番11	●		68,700	68,700	68,900	69,000	69,200
下岩橋東新田301番4	●			34,000	34,000	34,000	34,100
東酒々井1丁目1番217	●		62,000	62,000	62,100	62,400	62,600
酒々井上宿1632番7	●		32,900	32,900	32,900	32,900	32,900
中川苗代場328番	●		57,600	57,600	57,600	57,600	57,600
本左倉北押出し263番196	●		31,600	31,300	31,300	31,100	31,000
馬橋中之尾余673番3		●	18,300	17,800	17,600	17,400	17,300

■県基準地価格（7月1日時点）

（単位：円／㎡）

所在	市街化 区域	調整 市街化 区域	27	28	29	30	元
中央台2丁目14番10	●		66,300	66,700	66,900	67,000	67,100
上岩橋岩崎348番5	●		47,900	47,800	47,800	47,800	47,900
東酒々井4丁目4番145	●		57,600	57,600	57,700	57,800	57,900
上本左倉1丁目6番4	●		29,500	29,500	29,300	29,100	29,000
尾上馬場354番		●	8,100	8,100	8,050	8,000	7,950
中央台1丁目29番4	●			85,500	85,600	85,600	85,700

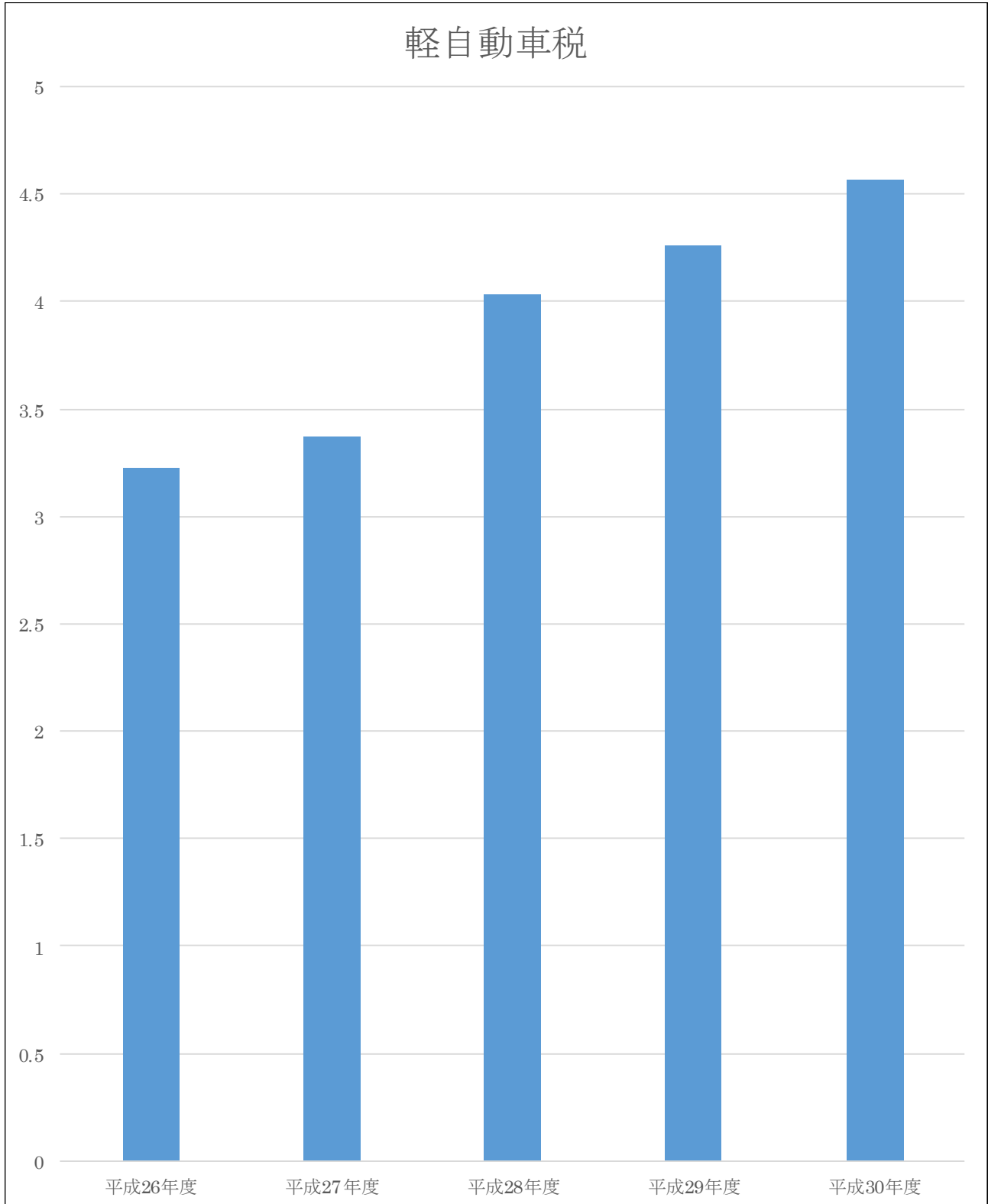
■固定資産税基準地等評価額（1月1日時点）

（単位：円／㎡）

基準地等の所在	基準地	付近	市街化 区域	市街化 調整区域	評価額
酒々井横町		町道02-009号線付近	●		17,900
酒々井下宿		県道宗吾酒々井線付近	●		23,600
上本左倉中宿		町道02-011号線付近	●		18,800
本左倉北押出し		成城台団地	●		21,200
本左倉南押出し		町道3B-080号線付近	●		12,600
馬橋中之尾余		町道3B-141号線付近		●	11,900
尾上柳作		国道296号線付近		●	12,100
墨仲之尾余		町道3B-046号線付近		●	5,600
中川埜原谷津		国道51号線付近	●		41,000
上岩橋中川		町道02-005号線付近	●		33,400
柏木鶴巻		町道01-003号線付近		●	11,200
下岩橋溜ノ台		町道01-001号線付近	●		24,900
伊籾大日		国道51号線付近		●	17,500
伊籾新田井戸台		町道2B-010号線付近		●	6,300
上本左倉一丁目		国道51号線付近	●		22,600
東酒々井一丁目		町道01-007号線付近	●		53,900
東酒々井三丁目		町道2B-065号線付近	●		38,600
東酒々井五丁目		町道01-007号線付近	●		40,900
中央台1丁目	◎	町道01-006号線付近	●		59,800
中央台2丁目		町道02-008号線付近	●		47,300
中央台4丁目		町道02-008号線付近	●		44,600
ふじき野一丁目		町道2B-288号線付近	●		34,500

# Ⅲ 税目別の概要

単位：千万円



1 軽自動車税のあらまし

ア 納税義務者

主たる定置場を町内に有する軽自動車等の所有者（所有権留保付売買のあった場合には、購入者）

イ 課税客体

原動機付自転車，軽自動車及び小型特殊自動車，二輪の小型自動車の区分により年税額がそれぞれ確定する。

ウ 税額

(1) 種別割

(単位：円)

種別		年税額	重課	軽課 (令和元年度分の適用)			
原動機付自転車	総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの	2,000	車初年度検査年月から13年超の	初度検査が平成30年4月から平成31年3月までの車両			
	総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの	2,000		電気自動車等	ガソリン車 ハイブリッド車		
	総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	2,400			+2車基平成37(準成5年貨+3%度物22)達燃用0年成費は%度車基平達燃(準成成費	達燃用基平成37(準成5年貨+3%度物22)達燃用0年成費は%度車基平達燃(準成成費	
	三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	3,700					
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪のもの(側車付のものを含む。)	3,600					
	三輪のもの	3,900 ※3,100	4,600	1,000	2,000	3,000	
四輪以上のもの	乗用のもの	営業用	6,900 ※5,500	8,200	1,800	3,500	5,200
		自家用	10,800 ※7,200	12,900	2,700	5,400	8,100
	貨物のもの	営業用	3,800 ※3,000	4,500	1,000	1,900	2,900
		自家用	5,000 ※4,000	6,000	1,300	2,500	3,800
小型特殊自動車、農耕作業用自動車(刈取脱穀作業用自動車を含む。)	2,400						
その他のもの	5,900						
二輪の小型自動車	6,000						

※年税額は、平成27年3月31日以前に最初(新車)の新規検査をした車両に適用

(2) 環境性能割

取得価額×1~2%※

※令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に関しては、1%分軽減される。

エ 納税

(1) 賦課期日：4月1日

(2) 納付月：5月

(3) 納付方法：口座振替または現金納付

## (参考) 四輪車の内訳

車種		年度	29					30				
			a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b -c)	調定額 (千円)	a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b -c)	調定額 (千円)
四輪車 (標準税率)	乗用	営業用	7	0	1	6	33	5	0	1	4	22
		自家用	2,713	8	50	2,655	19,174	2,463	8	42	2,413	17,374
	貨物用	営業用	26	0	1	25	75	27	0	1	26	78
		自家用	495	3	4	488	1,964	436	3	4	429	1,716
四輪車 (新税率)	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用	337	0	6	331	3,575	647	0	14	633	6,836
	貨物用	営業用	2	0	0	2	8	3	0	0	3	11
		自家用	92	0	1	91	455	160	0	0	160	800
四輪車 (重課)	乗用	営業用	0	0	0	0	0	1	0	0	1	8
		自家用	652	0	9	643	8,295	709	0	8	701	9,043
	貨物用	営業用	5	0	0	5	23	3	0	0	3	14
		自家用	331	1	2	328	1,974	314	1	4	309	1,854
四輪車 (75%軽課)	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貨物用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四輪車 (50%軽課)	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用	193	0	1	192	1,037	105	0	1	104	562
	貨物用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四輪車 (25%軽課)	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用	119	0	3	116	940	250	0	3	247	2,001
	貨物用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用	25	0	0	25	95	30	0	0	30	114

2 軽自動車税に関する調（定期分）

年度		26					27					28					
		a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b- c)	調定額 (千円)	a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b- c)	調定額 (千円)	a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b- c)	調定額 (千円)	
原 動 機 付 自 転 車	5 0 cc以下	1,133	0	0	1,133	1,133	1,099	0	1	1,098	1,098	1,043	0	1	1,042	2,084	
	ミニカー	20	0	0	20	50	20	0	0	20	50	20	0	0	20	74	
	9 0 cc以下	42	0	0	42	50	40	0	0	40	48	36	0	0	36	72	
	1 2 5 cc以下	117	0	0	117	187	127	0	0	127	203	134	0	0	134	322	
	小計	1,312	0	0	1,312	1,420	1,286	0	1	1,285	1,399	1,233	0	1	1,232	2,552	
小 型 特 殊 自 動 車 及 び	二輪車	244	0	0	244	586	231	0	0	231	554	220	0	0	220	792	
	三輪車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	乗四 用輪	営業用	7	0	0	7	39	9	0	2	7	38	11	0	2	9	50
		自家用	3,579	7	0	3,572	25,718	3,810	8	65	3,753	27,021	3,979	8	65	3,906	31,011
	貨四 物輪	営業用	46	0	0	46	138	39	0	1	38	114	40	0	1	39	121
		自家用	922	4	0	918	3,672	920	4	9	915	3,660	932	4	5	923	4,317
	農耕用	183	0	0	183	293	182	0	0	182	291	185	0	0	185	444	
	小型特殊 1,000cc以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	特殊作業用	10	3	0	7	33	7	3	3	7	33	18	3	0	15	89	
小計	4,991	14	0	4,977	30,479	5,198	15	80	5,133	31,711	5,385	15	73	5,297	36,824		
二輪の小型自動車	231	0	0	231	924	240	0	0	240	960	249	0	0	249	1,494		
合計	6,534	14	0	6,520	32,823	6,724	15	81	6,658	34,070	6,867	15	74	6,778	40,870		
対前年比	税額	101.0%					103.8%					120.0%					
	d欄	100.5%					102.1%					101.8%					

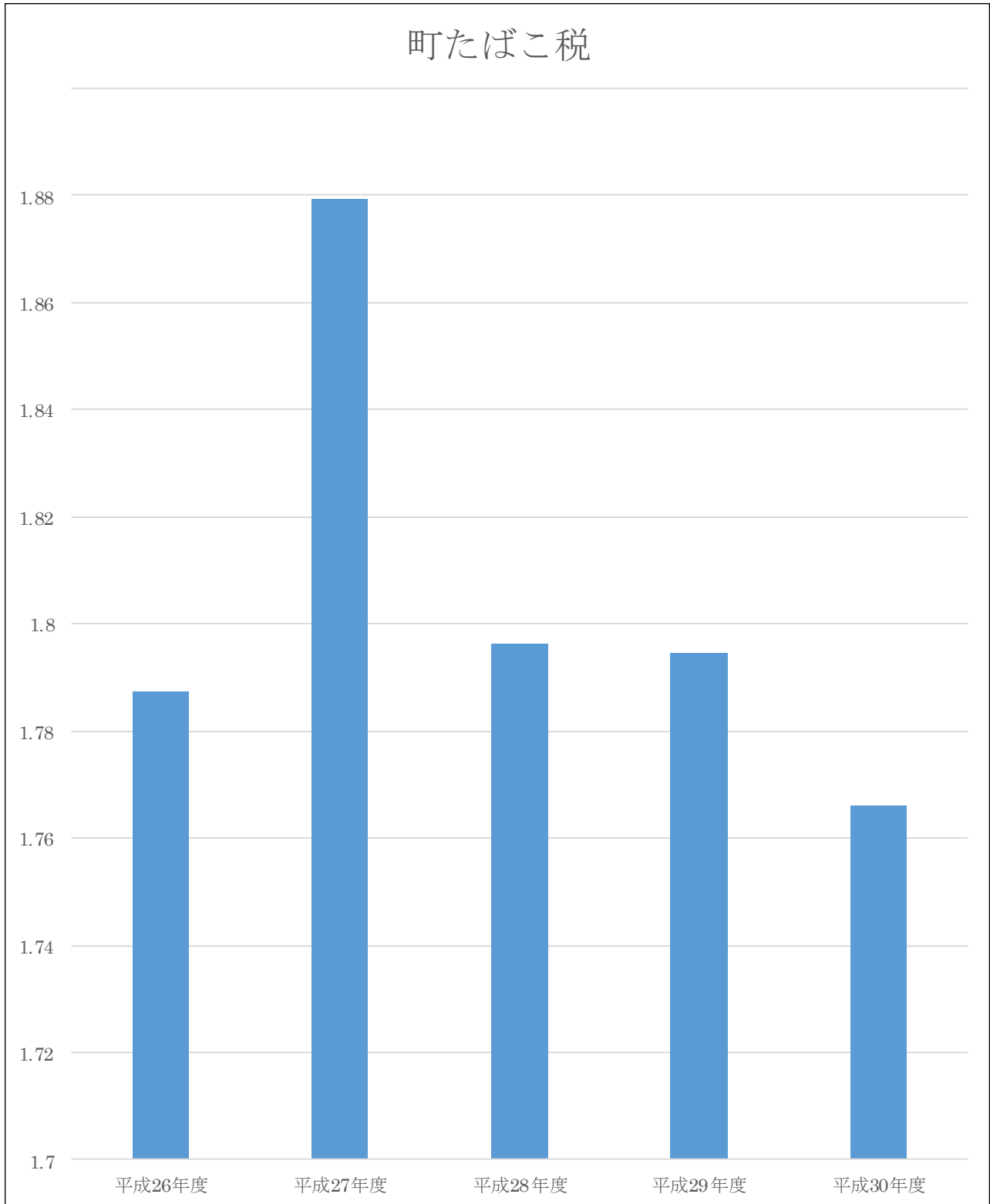


つづき

年度		29					30					
		a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b- c)	調定額 (千円)	a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b- c)	調定額 (千円)	
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	979	0	1	978	1,956	969	0	1	968	1,936	
	ミニカー	21	0	0	21	78	20	0	0	20	74	
	90cc以下	41	0	0	41	82	42	0	0	42	84	
	125cc以下	150	0	0	150	360	152	0	0	152	365	
	小計	1,191	0	1	1,190	2,476	1,183	0	1	1,182	2,459	
小 型 特 殊 自 動 車 及 び 軽 自 動 車	二輪車	230	0	0	230	828	218	0	0	218	785	
	三輪車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	乗四 用輪	営業用	7	0	1	6	33	6	0	1	5	30
		自家用	4,014	8	69	3,937	33,021	4,174	8	68	4,098	35,816
	貨四 物輪	営業用	33	0	1	32	106	33	0	1	32	103
		自家用	943	4	7	932	4,488	940	4	8	928	4,484
	農耕用	180	0	0	180	432	179	0	0	179	430	
	小型特殊 1,000cc以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	特殊作業用	10	3	0	7	41	10	3	0	7	41	
小計	5,417	15	78	5,324	38,949	5,560	15	78	5,467	41,689		
二輪の小型自動車		255	0	0	255	1,530	252	0	0	252	1,512	
合計		6,863	15	79	6,769	42,955	6,995	15	79	6,901	45,660	
対前年比	税額	105.1%					106.3%					
	d欄	99.9%					102.0%					

# Ⅲ 税目別の概要

単位：億円



## 1 町たばこ税のあらまし

### ア 納税義務者

たばこを喫煙する消費者が負担し、日本たばこ産業(株)・TSネットワーク(株)・太豊通商(株)の卸売販売業者などが納税する。

### イ 課税客体

卸売販売業者が小売販売業者に行う製造たばこの売渡し又は消費等

### ウ 課税標準

売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数

### エ 税率

(1) 紙巻たばこ等 千本につき 5,692円

(2) 旧3級品の紙巻たばこ※ 千本につき 4,000円(令和元年10月以降：  
5,692円)

※エコー, わかば, しんせい, ゴールデンバット, ウルマ, バイオレット

### オ 納税

毎月1日から月末までの間の課税標準数量や税額などを卸売販売業者が申告して納税する。

## 2 町たばこ税の推移

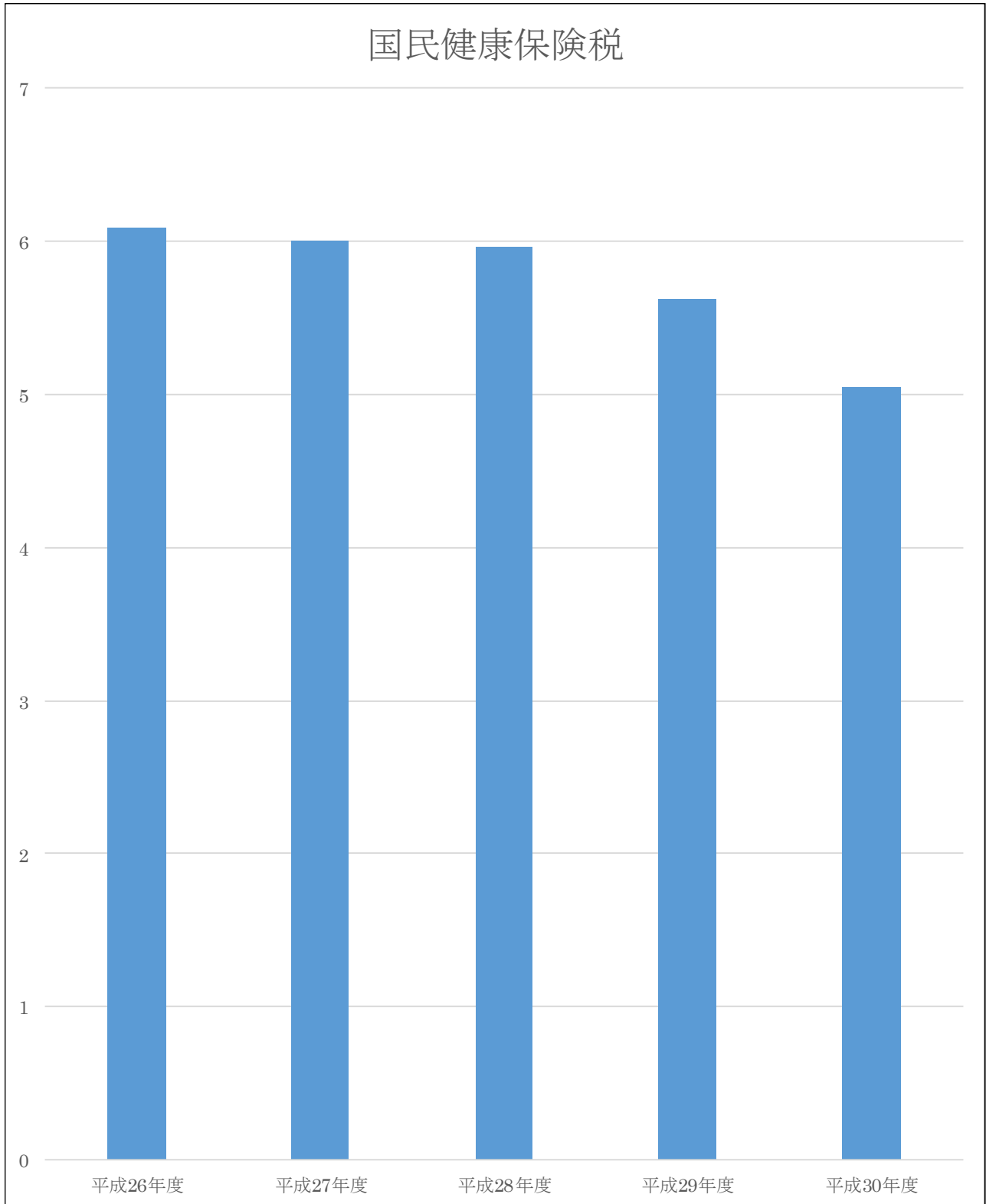
項目	年度				
	26	27	28	29	30
※売渡本数(千本)	1,571	1,632	1,513	1,261	1,008
	33,398	35,154	33,467	33,472	31,893
※税率	<u>2,495</u>	<u>2,495</u>	<u>2,925</u>	<u>3,355</u>	<u>4,000</u>
	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	<u>5,262</u>	<u>5,262</u>	<u>5,262</u>	<u>5,262</u>	<u>5,262</u>
	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000 (注)
※税額(千円)	3,919	4,073	4,345	4,164	3,955
	175,743	184,979	176,104	176,125	172,976
合計税額(千円)	179,662	189,052	180,449	180,289	176,931
返還控除税額(千円)	920	1,124	843	847	1,104
手持ち品課税額(千円)			26	21	793
差引調定額(千円)	178,742	187,928	179,632	179,463	176,620

※上段の数値は旧3級品の紙巻たばこ、下段の数値はそれ以外の製造たばこ

(注) 平成30年10月1日以降は、5,692/1,000

# Ⅲ 税目別の概要

単位：億円



# 1 国民健康保険税のあらまし

## ア 納税義務者

(ア) 国民健康保険税は、町内に住所がある国民健康保険加入世帯の世帯主に課税され、世帯主が納税義務者になります。

(イ) 世帯主が社会保険等の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。(擬制世帯主といいます)

## イ 税率等

国民健康保険加入世帯単位に計算し、基礎課税額、後期高齢者医療支援金課税額及び介護納付金課税額の合計が国民健康保険税額になります。

(ア) 基礎課税額：加入者それぞれの所得、加入者数に応じて計算した額に一世帯あたりの平等割額を合計した額です。

(イ) 後期高齢者医療支援金課税額：加入者それぞれの所得、加入者数に応じて計算した額です。

(ウ) 介護納付金課税額：加入者のうち介護保険第2号被保険者（年齢が40歳以上65歳未満の方）のそれぞれの所得及び人数に応じて計算し合計した額です。

区分	課税対象	税率等		
		基礎課税額	後期高齢者医療支援金課税額	介護納付金課税額
所得割	前年中の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額（基準所得金額）	5.6%	2.7%	1.4%
均等割	国保加入者数（一人当たり）	23,000円	6,400円	13,000円
平等割	国保加入世帯（1世帯当り）	31,200円		
課税限度額		580,000円	190,000円	160,000円

ウ 賦課期日：4月1日

## エ 納期限等

(ア) 口座振替または現金納付

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納付月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

(イ) 年金からの特別徴収

徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納期	年金支給月					

2 国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移

区分		年度						
		27	28	29	30	元		
町の世帯数（世帯） A		9,526	9,584	9,665	9,753	9,826		
町の人口（人） B		21,321	21,189	21,075	20,906	20,778		
国保加入世帯数（世帯） C		3,720	3,601	3,354	3,380	3,249		
Cの被保険者数（人） D		6,399	6,085	5,691	5,439	5,146		
加入割合（%） C/A		39	38	35	35	33		
加入割合（%） D/B		30	29	27	26	25		
課税内訳	所得割総額（千円）	基礎分	245,839	236,179	188,856	218,748	193,846	
		支援分	118,529	113,871	85,055	105,467	93,461	
		介護分	23,796	20,114	15,145	15,991	14,579	
	資産割総額（千円）	基礎分	39,323	37,817	31,562	33,997		
		被保険者均等割総額（千円）	基礎分	119,190	144,578	102,244	127,213	119,968
			支援分	33,166	40,230	28,451	35,398	33,382
	世帯別均等割総額（千円）	介護分	21,204	24,479	16,319	20,046	18,330	
		基礎分	88,736	112,250	77,705	102,367	97,742	
	計（千円）	基礎分	493,088	530,824	400,367	482,325	411,556	
		支援分	151,695	154,101	113,506	140,865	126,843	
介護分		45,000	44,593	31,464	36,037	32,909		
税率	所得割	基礎分	5.6/100	5.6/100	5.6/100	5.6/100	5.6/100	
		支援分	2.7/100	2.7/100	2.7/100	2.7/100	2.7/100	
		介護分	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
	資産割	基礎分	25.0/100	25.0/100	25.0/100	25.0/100	廃止	
		被保険者均等割（円）	基礎分	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
			支援分	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400
	介護分		13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	
	世帯別均等割（円）	基礎分	31,200	31,200	31,200	31,200	31,200	
課税限度額（円）	基礎分	470,000	470,000	470,000	510,000	580,000		
	支援分	120,000	120,000	120,000	160,000	190,000		
	介護分	90,000	90,000	90,000	130,000	160,000		
所得割の按分基礎		法第703条の4第6項の総所得金額（ただし書方式）						
資産割の按分基礎		固定資産税額のうち土地及び家屋に係る税額						

資料：本算定税率試算時の数値

（参考）平成12年4月1日から介護保険施行，平成20年4月1日から後期高齢者医療支援金施行

3 国民健康保険税決算額の推移

(単位：千円・%)

年度		27				28				29				
区分		調定額	収入済額	収納率	前年比	調定額	収入済額	収納率	前年比	調定額	収入済額	収納率	前年比	
税目														
一般被保険者	基礎	現年	419,542	380,416	90.7	101.2	402,844	368,265	91.4	96.8	387,948	355,307	91.6	96.5
	支援金		119,739	108,110	90.3	101.4	114,465	104,390	91.2	96.6	109,872	100,349	91.3	96.1
	介護		31,898	26,566	83.3	103.5	30,466	25,618	84.1	96.4	29,309	24,984	85.2	97.5
	基礎	滞繰	174,501	32,723	18.8	104.3	161,630	28,564	17.7	87.3	153,108	29,122	19.0	102.0
	支援金		47,741	9,122	19.1	117.2	45,490	8,157	17.9	89.4	43,788	8,229	18.8	100.9
	介護		23,729	3,885	16.4	101.4	22,354	3,265	14.6	84.0	21,769	3,757	17.3	115.1
退職被保険者	基礎	現年	22,828	21,856	95.7	72.7	14,609	13,914	95.2	63.7	7,339	6,904	94.1	49.6
	支援金		6,483	6,180	95.3	70.8	4,235	4,031	95.2	65.2	2,062	1,912	92.7	47.4
	介護		5,326	5,090	95.6	69.9	3,455	3,295	95.4	64.7	1,661	1,556	93.7	47.2
	基礎	滞繰	4,926	1,104	22.4	64.3	3,988	1,675	42.0	151.7	2,374	370	15.6	22.1
	支援金		1,501	313	20.9	64.1	1,277	544	42.6	173.8	726	112	15.4	20.6
	介護		1,217	260	21.4	61.5	995	401	40.3	154.2	597	109	18.3	27.2
小計		現	605,816	548,218	90.5	98.9	570,074	519,513	91.1	94.8	538,191	491,012	91.2	94.5
		滞	253,615	47,407	18.7	103.9	235,734	42,606	18.1	89.9	222,362	41,699	18.8	97.9
合計			859,431	595,625	69.3	99.3	805,808	562,119	69.8	94.4	760,553	532,711	70.0	94.8

年度		30				元	
区分		調定額	収入済額	収納率	前年比	当初予算	
税目							
一般被保険者	基礎	現年	365,411	338,950	92.8	95.4	306,403
	支援金		106,492	98,954	92.9	98.6	97,358
	介護		26,785	23,617	88.2	94.5	24,198
	基礎	滞繰	146,223	26,975	18.4	92.6	20,036
	支援金		43,056	7,851	18.2	95.4	6,112
	介護		20,869	3,255	15.6	86.6	2,664
退職被保険者	基礎	現年	4,031	3,803	94.3	55.1	559
	支援金		1,166	1,082	92.8	56.6	144
	介護		856	801	93.6	51.5	265
	基礎	滞繰	2,262	658	29.1	177.8	184
	支援金		710	217	30.6	193.8	72
	介護		544	168	30.9	154.1	54
小計		現	504,741	467,207	92.6	95.2	428,927
		滞	213,664	39,124	18.3	93.8	29,122
合計			718,405	506,331	70.5	95.0	458,049

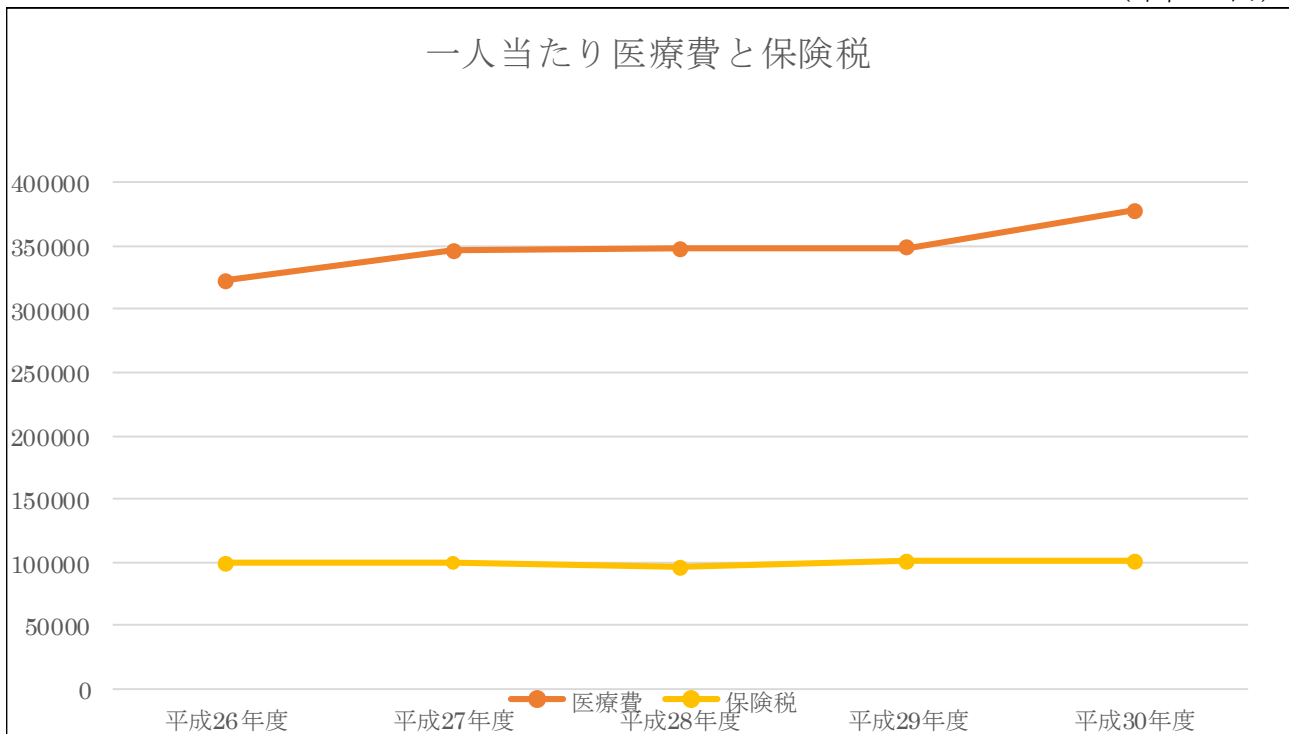
#### 4 平成30年度国民健康保険税の決算状況

(単位：千円・%)

税目		区分		予算額	調定額	収入済額	還付未済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	29年度 収納率
		現年	滞繰								
一般被保険者	基礎	現年		338,430	365,411	338,950	26	0	26,461	92.8	91.6
	支援金			95,968	106,492	98,954	3	0	7,538	92.9	91.3
	介護			22,879	26,785	23,617	2	0	3,168	88.2	85.2
	基礎	滞繰		19,081	146,223	26,975	0	7,039	112,209	18.4	19.0
	支援金			6,391	43,056	7,851	0	1,972	33,233	18.2	18.8
	介護			2,795	20,869	3,255	0	1,261	16,353	15.6	17.3
退職被保険者	基礎	現年		6,264	4,031	3,803	0	0	228	94.3	94.1
	支援金			1,839	1,166	1,082	0	0	84	92.8	92.7
	介護			1,093	856	801	0	0	55	93.6	93.7
	基礎	滞繰		258	2,262	658	0	162	1,442	29.1	15.6
	支援金			84	710	217	0	57	436	30.6	15.4
	介護			70	544	168	0	40	336	30.9	18.3
小計		現年		466,473	504,741	467,207	31	0	37,534	92.6	91.2
		滞繰		28,679	213,664	39,124	0	10,531	164,009	18.3	18.8
合計				495,152	718,405	506,331	31	10,531	201,543	70.5	70.0

#### 5 国民健康保険一人当たり医療費と保険税の推移

(単位：円)



(単位：円)

区分	年度	26	27	28	29	30
医療費 ※1		323,082	345,934	347,858	348,841	378,578
保険税 ※2		98,635	99,559	95,554	100,879	100,207

(資料) 酒々井町国民健康保険運営協議会会議資料より

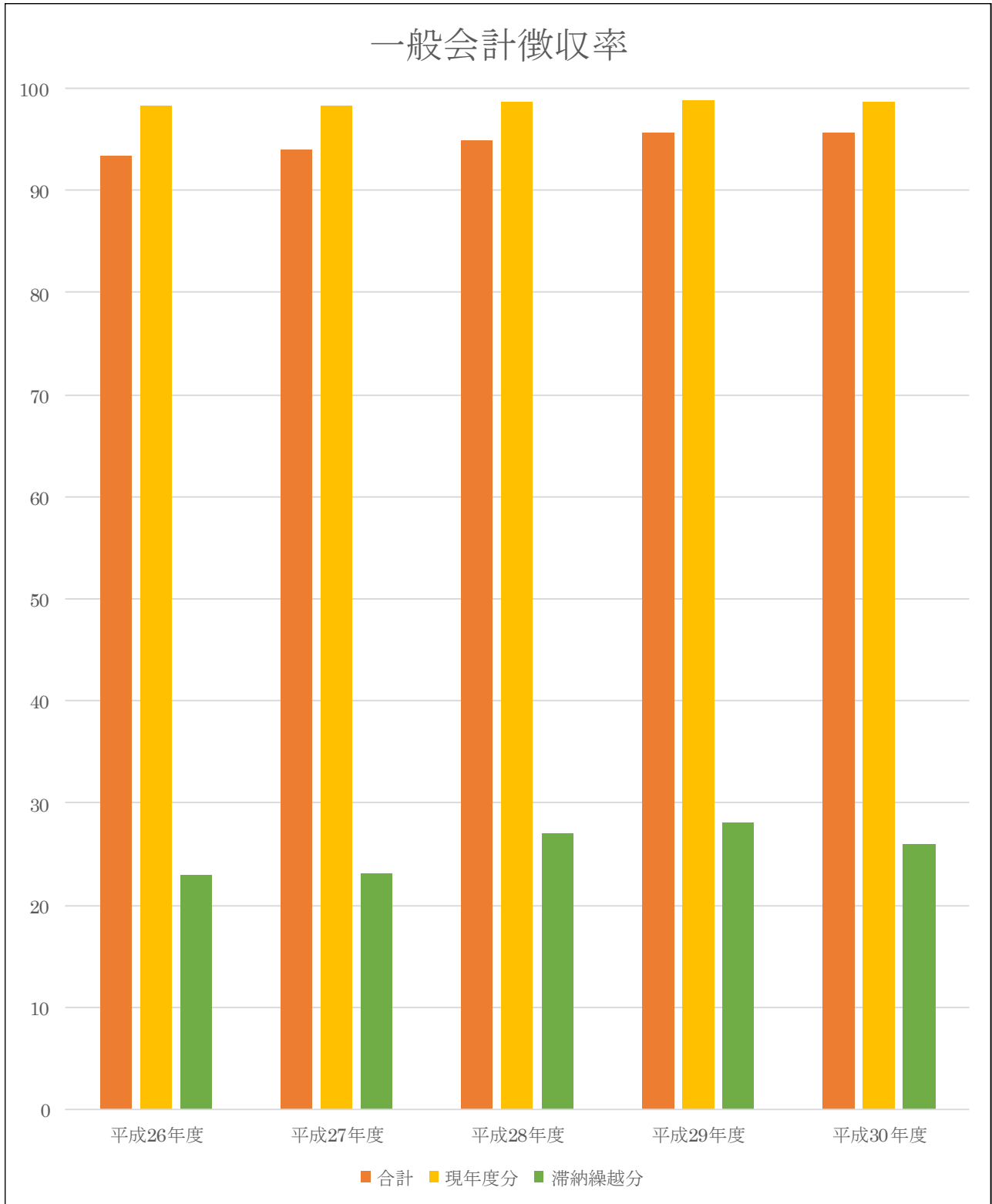
※1 一部負担金を除いた値

※2 現年分の決算調定額



# IV 徴収の概要

単位：％



## 1 町税の口座振替状況調

(単位：人，件，%)

年度	区分 税目	納税義務者数	口座振替依頼数	加入率	口座振替依頼数
		A	B	B/A	対前年比
29	町・県民税普通徴収	2,827	514	18.2	76.73
	固定資産税・都市計画税	8,991	3,631	40.4	100.11
	軽自動車税	6,858	690	10.1	96.80
	国民健康保険税	2,918	956	32.8	96.25
	計	21,594	5,791	26.8	94.49
30	町・県民税普通徴収	2,704	513	19.0	99.81
	固定資産税・都市計画税	8,994	3,638	40.4	100.19
	軽自動車税	6,981	699	10.0	101.30
	国民健康保険税	2,656	948	35.7	99.16
	計	21,335	5,798	27.2	100.12

## 2 町税の口座振替納付状況調

(単位：円，%)

年度	区分 税目	税収入額	口座振替納付税額	口座振替率	口座振替納付税額
		A	B	B/A	対前年比
29	町・県民税普通徴収	307,594,123	63,532,760	20.7	80.97
	固定資産税・都市計画税	1,417,477,200	406,045,400	28.6	112.62
	軽自動車税	41,696,800	3,968,700	9.5	104.05
	国民健康保険税	491,012,701	165,249,900	33.7	90.43
	計	2,257,780,824	638,796,760	28.3	102.12
30	町・県民税普通徴収	314,622,123	70,825,513	22.5	111.48
	固定資産税・都市計画税	1,421,563,535	443,904,000	31.2	109.32
	軽自動車税	44,285,700	4,183,800	9.4	105.42
	国民健康保険税	467,207,420	155,109,600	33.2	93.86
	計	2,247,678,778	674,022,913	30.0	105.51

## 3 督促状発送状況の推移

(単位：件，%)

税目	区分	年度				
		26	27	28	29	30
町民税	調定件数A	43,611	43,794	45,118	45,919	45,656
	発送件数B	3,328	3,077	2,417	2,238	2,298
	B/A	7.63	7.03	5.36	4.87	5.03
固定資産税・都市計画税	調定件数A	35,577	35,639	35,791	35,878	35,849
	発送件数B	3,330	3,286	3,251	2,921	2,926
	B/A	9.36	9.22	9.08	8.14	8.16
軽自動車税	調定件数A	6,444	6,641	6,801	6,779	6,899
	発送件数B	1,107	1,035	1,050	1,060	1,028
	B/A	17.18	15.59	15.44	15.64	14.90
国民健康保険税	調定件数A	22,948	22,741	21,774	20,508	19,481
	発送件数B	4,915	4,879	4,614	4,164	3,941
	B/A	21.42	21.45	21.19	20.30	20.23

## 4 不納欠損額の推移

(単位：人，円)

税目		26		27		28	
		人数	金額	人数	金額	人数	金額
町民税	現年	0	0	0	0	0	0
	滞繰	131	8,725,614	120	7,859,871	106	7,320,018
個人	現年	0	0	0	0	0	0
	滞繰	124	8,260,614	115	7,478,071	101	7,048,018
法人	現年	0	0	0	0	0	0
	滞繰	7	465,000	5	381,800	5	272,000
固定資産税	現年	0	0	0	0	7	1,669,372
	滞繰	85	6,788,597	73	7,455,578	55	4,961,777
軽自動車税	現年	0	0	0	0	0	0
	滞繰	85	549,600	62	981,700	62	571,500
都市計画税	現年	0	0	0	0	7	141,828
	滞繰	—	602,653	—	649,672	—	425,523
小計	現年	0	0	0	0	7	1,811,200
	滞繰	301	16,666,464	255	16,946,821	223	13,278,818
国民健康保険税	現年	0	0	0	0	0	0
	滞繰	249	27,033,600	187	25,863,900	137	18,550,437
合計	現年	0	0	0	0	7	1,811,200
	滞繰	550	43,700,064	442	42,810,721	360	31,829,255

税目		29		30	
		人数	金額	人数	金額
町民税	現年	0	0	0	0
	滞繰	71	4,055,273	63	3,563,480
個人	現年	0	0	0	0
	滞繰	68	3,896,973	59	3,329,280
法人	現年	0	0	0	0
	滞繰	3	158,300	4	234,200
固定資産税	現年	0	0	0	0
	滞繰	38	1,597,994	29	1,259,908
軽自動車税	現年	0	0	0	0
	滞繰	49	438,300	32	210,700
都市計画税	現年	0	0	0	0
	滞繰	—	137,406	—	105,638
小計	現年	0	0	0	0
	滞繰	158	6,228,973	124	5,139,726
国民健康保険税	現年	0	0	0	0
	滞繰	107	11,390,335	70	10,530,896
合計	現年	0	0	0	0
	滞繰	265	17,619,308	194	15,670,622

5 滞納繰越収納状況の推移

(単位：千円，%)

年度		26				27				28			
税目	区分	調定額 A	収入済額 B	収納率 B/A	収入額 対前年比	調定額 A	収入済額 B	収納率 B/A	収入額 対前年比	調定額 A	収入済額 B	収納率 B/A	収入額 対前年比
	町民税	個人	119,288	27,196	22.8	163.2	109,672	25,866	23.6	95.1	101,173	26,784	26.5
法人		2,126	333	15.7	66.5	2,040	254	12.5	76.3	2,380	560	23.5	220.5
小計		121,414	27,529	22.7	160.4	111,712	26,120	23.4	94.9	103,553	27,344	26.4	104.7
固定資産税	土地	24,170	5,743	23.8	131.0	26,171	6,069	23.2	105.7	24,892	7,070	28.4	116.5
	家屋	40,067	9,519	23.8	134.3	32,513	7,539	23.2	79.2	32,371	9,194	28.4	122.0
	償却資産	0	0	—	—	0	0	—	—	0	0	—	—
	小計	64,237	15,262	23.8	133.0	58,684	13,608	23.2	89.2	57,263	16,264	28.4	119.5
軽自動車税		4,452	921	20.7	120.4	4,020	716	17.8	77.7	3,349	782	23.4	109.2
都市計画税	土地	2,505	592	23.6	129.3	2,610	601	23.0	101.5	2,493	712	28.6	118.5
	家屋	3,028	716	23.6	134.8	2,373	547	23.1	76.4	2,398	685	28.6	125.2
	小計	5,533	1,308	23.6	132.3	4,983	1,148	23.0	87.8	4,891	1,397	28.6	121.7
一般会計の計		195,636	45,020	23.0	148.2	179,399	41,592	23.2	148.2	169,056	45,787	27.1	148.2
国民健康保険税	一般	259,808	42,994	16.5	110.3	245,971	45,730	18.6	106.4	229,476	39,988	17.4	87.4
	退職	8,634	2,628	30.4	127.9	7,644	1,677	21.9	63.8	6,262	2,621	41.9	156.3
	小計	268,442	45,622	17.0	111.2	253,615	47,407	18.7	103.9	235,738	42,609	18.1	89.9
合計		464,078	90,642	19.5	126.9	433,014	88,999	20.6	98.2	404,794	88,396	21.8	99.3

つづく

つづき

(単位：千円，%)

年度		29				30			
税目	区分	調定額 A	収入済額 B	収納率 B/A	収入額 対前年比	調定額 A	収入済額 B	収納率 B/A	収入額 対前年比
	町民税	個人	83,515	21,869	26.2	81.6	73,530	17,188	23.4
法人		4,412	2,555	57.9	456.3	2,626	885	33.7	34.6
小計		87,927	24,424	27.8	89.3	76,156	18,073	23.7	74.0
固定資産税	土地	21,886	6,321	28.9	28.4	21,676	6,252	28.8	98.9
	家屋	28,963	8,365	21.8	68.8	27,569	7,952	22.7	95.1
	償却資産	0	0	—	—	0	0	—	—
	小計	50,849	14,686	28.9	90.3	49,245	14,204	28.8	96.7
軽自動車税		3,307	870	26.3	111.3	3,233	1,013	31.3	116.4
都市計画税	土地	2,180	629	28.9	88.3	2,122	613	28.9	97.5
	家屋	2,146	619	28.8	90.4	2,075	599	28.9	96.8
	小計	4,326	1,248	28.8	89.3	4,197	1,212	28.9	97.1
一般会計の計		146,409	41,228	28.2	148.2	132,831	34,502	26.0	83.7
国民健康保険税	一般	218,665	41,108	18.8	102.8	210,147	38,082	18.1	92.6
	退職	3,697	590	16.0	22.5	3,517	1,042	29.6	176.6
	小計	222,362	41,698	18.8	97.9	213,664	39,124	18.3	93.8
合計		368,771	82,926	22.5	93.8	346,495	73,626	21.2	88.8

## 6 令和元年度納期一覧表

月別	税目	期別	納付期限
4月	固定資産税・都市計画税	1期	5月7日
5月	軽自動車税	全期	5月31日
6月	町県民税	1期	7月1日
7月	固定資産税・都市計画税	2期	7月31日
	国民健康保険税	1期	
8月	町県民税	2期	9月2日
	国民健康保険税	2期	
9月	国民健康保険税	3期	9月30日

月別	税目	期別	納付期限
10月	町県民税	3期	10月31日
	国民健康保険税	4期	
11月	国民健康保険税	5期	12月2日
12月	固定資産税・都市計画税	3期	12月25日
	国民健康保険税	6期	
1月	町県民税	4期	1月31日
	国民健康保険税	7期	
2月	固定資産税・都市計画税	4期	3月2日
	国民健康保険税	8期	

# V その他

1 税務証明書等の取扱件数

(単位：件)

年度		26	27	28	29	30
種類	所得証明	911	939	883	920	677
	課税証明	1,390	1,497	1,503	1,707	1,454
	非課税証明	1,652	1,426	1,308	1,368	1,081
	住民税証明	309	457	483	475	529
	評価証明	500	467	411	441	367
	資産証明	2	1	0	0	0
	公課証明	195	174	198	251	246
	納税証明	453	598	550	586	597
	閲覧	301	226	252	234	202
	住宅用家屋証明	89	65	51	48	97
	その他	15	51	16	19	11
小計		5,817	5,901	5,655	6,049	5,261
無料	標識交付	259	263	229	188	212
	廃車申告	289	311	256	202	185
	軽自納税証明	380	468	429	476	425
	その他	78	34	39	31	33
	小計	1,006	1,076	953	897	855
合計		6,823	6,977	6,608	6,946	6,116

2 町税徴収経費の推移（一般会計）

(単位：千円，%，人)

年度		26	27	28	29	30	
区分	町税 A	2,800,052	2,861,538	2,955,731	2,999,259	3,032,271	
	県民税	746,211	703,138	700,557	712,685	716,856	
	合計 B	3,546,263	3,564,676	3,656,288	3,711,944	3,749,127	
徴税费	人件費	基本給	44,815	44,161	42,904	44,763	43,321
		諸手当	23,037	23,648	23,370	25,828	23,555
		1 超過勤務手当	0	0	0	0	0
		2 税務特別手当	0	0	0	0	0
		3 その他の手当	23,037	23,648	23,370	25,828	23,555
		その他	12,813	13,005	13,055	14,371	14,032
	小計	80,665	80,814	79,329	84,962	80,908	
	需用費	旅費	2	0	0	0	0
		賃金	727	1,363	998	1,188	2,112
		その他	17,257	16,439	16,673	16,793	17,315
	小計	17,986	17,802	17,671	17,981	19,427	
その他	29,229	37,042	45,046	37,733	30,773		
合計 C	127,880	135,658	142,046	140,676	131,108		
県民税徴収取扱費 D		32,923	34,007	31,719	33,272	34,455	
E (C - D)		94,957	101,651	110,327	107,404	96,653	
収入額に対する徴税费の割合	C / B	3.6	3.8	3.9	3.8	3.5	
	E / A	3.4	3.6	3.7	3.6	3.2	
徴税職員数		14	13	13	13	13	
職員一人当たり人件費		5,762	6,216	6,102	6,536	6,224	

資料：課税状況等調書第39表



税務概要（令和元年10月）

発行・編集／酒々井町税務住民課  
〒285-8510  
印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地  
TEL 043 (496) 1171  
FAX 043 (496) 4541  
E-mail [zeimu@town.shisui.chiba.jp](mailto:zeimu@town.shisui.chiba.jp)